

1 2 月 9 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8 番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| | 浮貝 清司 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 公共施設についてほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (2) 令和4年度予算についてほか | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (3) ウィズコロナに向けてほか | 中 島 新 一 議員 |
| (4) 循環型社会の形成に向けてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (5) 「ふるさと納税」についてほか | 栗 田 隆 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、10番 滝沢幸映君の質問を許します。

10番（滝沢君） 改めまして、おはようございます。

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

本年度よりスタートしている第6次長期総合計画は、町の最上位計画として各分野47余りの関連計画の位置づけの下に策定され、その長期総合計画と関連づけられた公共施設個別施設計画もこの10年の計画が示されております。

まず、公共施設関連について取り上げたいと思います。

1、公共施設について。

イ、公共施設個別施設計画について。

1、本計画の位置づけと内容は、施設全体の基本的な考え方等を伺います。

個別施設計画は67の施設について更新、改修、除却、保全、譲渡などの整備手法を定め、その手法に即した対策内容、実施時期、対策費用の検討を行うとされております。

公共施設は地域社会やコミュニティーの核であり、住民のライフサイクル全体を通して福祉、文化の推進を図り、社会・経済活動を営む基盤をつくるものです。私達町民が日常多くの機会に利用し、身近な施設でもあります。

老朽化した施設を、進む人口減少、少子高齢化、厳しい財政運営が求められる中、今後町はど

のように取り組んでいくのか質問いたします。

ロ、各施設の改修計画等について。

1、体育館改修の進捗状況は。耐震診断の内容、利用団体からの要望、改修工事の目的と内容等について伺います。

2、文化センターの今後の改修計画は。こちらも予備耐震診断の内容、利用団体の要望内容、予定される改修計画の目的と内容は何か。また、各種イベント、行事、講演会等で舞台の演出効果を上げるため、改修を含めた整備をお聞きいたします。

3、新複合施設についての内容は。

1つ目に、令和4年度以降の基本構想と建設計画策定に向けての内容。

2つ目に、財源について、基金の積み立ての状況は。また、利用可能な交付金、補助金の想定を伺います。

体育館、文化センターは、多くの機会に一番多目的に利用されている施設であります。その観点で取り上げたいと思います。

体育館では各種スポーツ団体、文化祭、分館球技大会などの活動に利用されているほか、過去、演劇の公演やのど自慢の会場にも利用されました。これまでに800人以上の町民が集った演劇の公演もあり、一番の収容人数が可能です。ただ、大き過ぎるためのデメリットとして、どうしても音響に問題があります。南条金管バンドの壮行会や出初式での音楽隊の演奏でも分かりますように、反響音が大きく音がクリアに届きません。

文化センターも以前から指摘されているハウリングなどの音響問題があります。それと今回、照明含め舞台についても提案をいたします。

1点目が舞台が暗いことです。特にどんちよう前の舞台の上部にはほとんど明かりがありません。通常劇場は、舞台全面からのシーリングライト、舞台全体を照らすボーダーライト、舞台のポイントを照らし出すサスペンションライト、スポットライト、そして舞台奥、壁への horizontallight に構成されております。

12月4日に人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集會が開催されました。非常に重要なテーマでよい内容の集會でありましたが、残念なのはプロジェクター使用時です。子ども達の姿が見えないことと手話通訳者の方の顔の表情が分かりません。また、講師の方には備え付けのスポットライトが当たってはいましたが、暗さは否めません。せめて、このスポットライトと舞台全体を照らすボーダーライト、舞台の演出効果を上げるための horizontallight の設置を望みます。

2点目が舞台についてです。上手側袖スペースが狭いため出入りが困難です。階段からすぐ舞台に出るため危険が伴う場合もあります。文化祭などで使われるひな壇の出し入れも大変です。また、音響の操作盤からは壁に遮られ舞台が見えません。そこで、耐震上の問題がクリアできれ

ば、この壁を撤去し舞台の拡張はできないでしょうか。階段の位置の変更で1メートル半程度は広げることが可能と思われます。

過去に文化会館建設構想が当町の場合あったようですが、現在、本格的な文化会館の整備は望めません。今後も体育館と文化センターの長寿命化を図り、多目的に利用していくためには、耐震工事と併せ適切な対策費用もかけ、大規模改修は必要と考えます。この機会にぜひご一考をお願いしたいと思います。

新複合施設につきましては、保健センターと老人福祉センターを複合化するとされておりますが、現状ではまだ具体的な構想はお示しいただけない段階であると思います。今後の町民の関心事になっていく新施設で、南条小学校建設以来のハード事業であります。町民の合意形成含め、計画から建設までの道筋を伺います。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから1番目の質問として、公共施設についてイ、ロといういろいろ具体的なお提案をいただきました。私からはイの公共施設個別施設計画についてということで基本的な考え方についてお話申し上げまして、ロの各施設の改修計画につきましては担当課長から答弁いたします。

全国的に公共施設等の老朽化が大きな課題となる中、国から、人口減少により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点をもって、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することを目的とし、各地方公共団体に対して公共施設等総合管理計画策定の要請がありました。

当町におきましては、この要請を受け、公共施設等を安全で快適に利用できる状態を維持し、維持管理などに要する財政負担を軽減、平準化するための基本的な方針である、坂城町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定したところであります。

また、令和元年度には、施設ごとの整備の方向性を示した坂城町公共施設ランドデザインを策定し、続く令和2年度に町内67施設を対象に、より詳細な計画である坂城町公共施設個別施設計画を策定したところであります。

この個別施設計画の位置づけといたしましては、総合管理計画及びランドデザインの施設整備方針を実行に移すための令和12年度までの年次計画という位置づけになります。

この計画の内容といたしましては、各施設の更新、改修、除却等の実施時期及び概算費用を示したものでございます。

また、この計画を策定するにあたっては、施設ごとに建築年度や構造、劣化状況などのハード面の評価と、施設の重要性、有効性、特質性を基にしたソフト面での評価の2つの視点から総合評価を行い、この総合評価と住民アンケートの結果を反映させる中で、町議会をはじめ町内各団

体のほか、長野大学、あるいはしなの鉄道にもご参画いただいた計画策定委員の皆様にご審議をいただき、計画策定をいたしました。町といたしましては、長期総合計画に掲げる10年後のまちの将来像「輝く未来を奏でるまち」の実現と、SDGs達成の観点からも、町民の皆様にとって有益な公共施設を長く、安全に、より便利に使用していただけるよう効率的に整備を行い、同時に財政負担の軽減、平準化を図るため、公共施設等総合管理計画の適切な推進に努めてまいりたいと考えております。

教育文化課長（堀内君） 1、公共施設について。ロ、各施設の改修計画等について、体育館改修の進捗状況と文化センターの今後の改修計画について順次お答えいたします。

坂城町体育館は昭和45年5月に竣工した施設であり、鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造りで、延べ床面積1,934.5平方メートルを有する建物で、51年が経過しており、その間、平成10年には床のフローリングの張り替えや屋根の改修などの大規模な改修を行ってまいりました。

体育館につきましては、個別施設計画ではスポーツレクリエーション系施設として位置づけられており、町民の健康増進のための施設であり、また、子ども達のスポーツ少年団の活動など、町のスポーツ推進の中心的施設であると同時に、有事の際の防災拠点であり、耐震性を確保することが必要であることから、個別施設計画に基づき令和元年度に耐震診断を行いました。

耐震診断の内容としましては、アリーナ部分が吹き抜けであることから建物全体をブロック分けして調査し、コンクリートのコア抜きや溶接超音波調査、地盤調査などを中心に実施いたしました。

診断の結果につきましては、一部に耐震性能が不足する箇所はあるものの、天井部分に鉄骨の梁を入れ、また、一部の窓などの開口部の閉塞や筋交いを設けた補強を施すことにより、継続的な利用が可能であるとのことでありました。

耐震補強にあたりましては、老朽化が見られる箇所の補修、安全設備の見直し等を行う大規模改修の実施も併せて予定しており、利用団体やグループの皆さんから要望をお聞きしたところ、更衣室の設置やトイレの洋式化、2階ギャラリーの安全対策、そして、放送設備の改修等の要望をいただいたところであります。

また、空調や照明設備もリニューアルする中で、利用者に快適な環境を提供すると同時に施設全体の省エネ化を図る等の改修について、さらには、以前からニュースポーツができる設備についての要望もいただいていたことから、体育館ステージの有効利用を図り、ステージ壁面へのボルダリング設備の設置についても令和2年度に行った実施設計において盛り込んだところであります。

今後、町のスポーツ活動の拠点として、また、防災拠点、安心安全な活用のできる施設として維持していくことを目的に、体育館の耐震補強及び大規模改修を実施してまいりたいと考えております。

なお、工事につきましては、3回目となる新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場としての利用の状況を勘案しながら、来年度のできるだけ早い時期に実施していきたいと考えております。

続いて、文化センターの今後の改修計画は、についてお答えいたします。

文化センターは昭和45年10月に竣工し、構造は2階建て鉄筋コンクリート造り、延床面積は1,588.25平方メートルで、体育館と同じく51年が経過しております。その後、平成8年に入り口を自動ドアに改修し、さらに14年には、2階を利用される皆様の利便性の向上を図るため、エレベーター、多用途トイレ等の設置と併せた施設の改修を行ってまいりました。

個別施設計画では、文化センターは文化系集会施設に位置づけられ、耐震診断及び耐震補強工事を実施し、併せて大規模改修工事を行うことで長寿命化を図る改修計画となっており、この計画に基づき、昨年度予備耐震診断を実施いたしました。

予備耐震診断の内容につきましては、設計図書やヒアリングにより増築、減築の有無を含む建物の履歴の確認及び現況図の作成、建物の耐震特性を把握し、耐震性能の検証及び耐震補強方向の可能性を検討し、補強設計案の作成、非構造部材の耐震性についての検討、改善案の作成などであります。

診断結果につきましては、構造の特徴は、1、2階ともに桁行方向（建物の東西方向）には耐力壁がないことから、構造体の耐震性能といたしますと、一部耐震性能が不足すると考えられるとの報告がなされました。

報告に基づく補強の可能性につきましては、筋交いを設けた補強や、既存の壁の増し打ちで耐力の増加が可能であるといった結果が出されております。

今年度は、この調査結果を基に本耐震診断を行っているところであり、現在のところ、その結果を基に令和4年度に実施設計を、5年度には耐震補強及び大規模改修工事を実施する計画としてあります。

続きまして、利用団体の要望内容についてですが、現在、文化協会や公民館講座グループなどをはじめとする、文化センターを定期的に利用されている団体やグループの皆さんからの要望を広くお聞きしているところであります。

内容につきましては、トイレの洋式化や多目的トイレの整備、空調などの設備改修、大会議室の音響設備の改修などについてご意見を頂いているところであります。

予定される改修計画の目的と内容等は、とのご質問でございますが、文化センターは、平日、休日、昼夜を問わず多くの方々が利用される施設であること、また、災害等、有事の際の中核避難所としての機能をはじめ、役場庁舎被災時の対策本部設置予定施設との指定もされていることから、まずは施設の安全性の確保を第一に耐震補強を行うとともに、利用者の利便性の向上を図るための施設改修を併せて行うこととしております。

次に、各種イベント、行事、講演会等で舞台効果を上げるための整備を、についてお答えいたします。

施設改修につきましては、要望等広くお聞きした上で検討してまいりたいと考えているところではありますが、特に大会議室において講演会等でプロジェクター設備の使用頻度が多くなってきていることから、それに合わせた照明の配置を検討してまいりたいと考えております。

また、舞台改修の検討につきましても、各団体から要望をいただく中で、耐震診断の結果を踏まえ、総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、文化センターは、町民をはじめ多くの皆さんが利用される施設であること、また、有事の際の中核避難所等としての活用も予定されていることから、まずは施設の安全性の確保を第一に、利用者の利便性の向上も併せて図ってまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 続きまして、新複合施設についてのご質問にお答えをいたします。

先のご質問にもありました公共施設個別施設計画において、健康づくりに対する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景として、今後ますます高まる保健、福祉分野に係るニーズを踏まえるとともに、保健センター及び老人福祉センターの老朽化が進んでいることから、両施設を複合化した施設の建設を検討しているところでございます。

この計画において、令和6年度に施設の基本設計、令和7年度に実施計画を行い、令和8年度に建設に着工、翌令和9年度の完成を目指すものとしております。

この令和6年度の基本設計につなげていくため、令和4年度からは、よりよい施設の在り方を検討する役場内部での調整会議及び外部委員を交えた建設準備委員会等を設置し、町民の皆様からご意見をお聞きしてまいりたいと考えております。翌令和5年度には、これらの会議の検討結果及び町民の皆様のご意見を反映させた基本構想、基本計画を策定し、令和6年度の基本設計へと進めていくことを計画しております。

また、財源につきましては、本施設の建設には多額の費用が見込まれることから、本年3月の定例会において、坂城町保健福祉等複合施設整備基金の創設についてお認めをいただき、現在の基金残高は8,500万円となっており、今後も財政状況を勘案する中で積立てを行ってまいりたいと考えております。

また、交付金や補助金、起債といった財源につきましては、その時々への交付対象となる要件等の見直しもされることから、新施設の整備内容に合わせ、対象要件等を見極める中で、より条件のよいものを活用するための準備を進めてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） ただいま、町長、担当課長より詳細にご答弁をいただいたと思います。

体育館のほうはいろいろ内容も踏まえて改修をされるということで、新しいボルダリングの設備もされるということで、今後は新たな集いの場になればいいのかなというふうに思っております。

す。

一番大事なのは、課長の答弁にもありましたように、ここは災害時の拠点になるということが非常に重要な位置づけであるということを再確認をさせていただきました。

その他耐震工事含め改修工事につきましても伺いましたが、多くの町民の方が集って、次の世代まで安心して利用し、スポーツ、文化の拠点になっていく施設の整備を希望させていただきます。

それから、新複合施設についてもご説明ありましたが、いよいよ来年度から9年度の完成に向けて具体的に進んでいくということでございました。まだ、今の段階では細かいことはお示しはいただけないわけですが、様々な機会に状況を、今後お示しをいただいて、町民の皆様意見を反映して、それから一番の、町民益ですね、これを第一に、利便性の向上と私達の健康に関わる拠点の施設としての取り組みをお願いしたいと思います。

あと、所見のほうは割愛させていただいて、2点だけ質問をさせていただきたいと思います。

1つ目が、体育館改修費用で約3億円が、また、文化センター改修費用として約3億8千万円が概算として示されておりますが、主な改修費の内訳を伺います。

2つ目に、文化センターのトイレ改修についてですが、多目的トイレというお話がございましたが、そのトイレの内容を伺います。オストメイトなどの設備はあるのでしょうか。

以上、質問いたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

体育館の改修費用、文化センター改修費用のうち、主な内訳につきましてお答えさせていただきます。

体育館の改修に係る費用約3億円につきましては、今年度工事を実施する予定で積算した費用でありますので、改めまして費用に関して積算し直す必要があることから、今後変更となることが見込まれております。主な内訳といたしますと、耐震補強に関する費用が全体のおよそ3分の1、大規模改修に係る費用が残りの3分の2ということで見込んでおまして、主なものといたしましては、防水、外壁、内装工事等の建築主体工事のほか、空調及びトイレ等給排水設備に係る機械設備工事を見込んでおります。

続きまして、文化センターの改修に係る費用約3億8千万円、こちらにつきましても昨年度予備耐震診断実施後の概算の費用ということであります。こちらにつきましても耐震診断及びそれを踏まえて来年度実施予定の実施設計によりまして、工事費につきまして変更となることが見込まれます。主な内訳といたしますと、耐震補強に関する費用が全体のおよそ4分の1、大規模改修に係る費用が残りの4分の3を見込んでおまして、主なものといたしますと、屋根、防水、外壁等の内装工事等を含めました建築主体工事、そのほか受変電設備、音響設備等の電気設備工事、そして給排水、トイレ、空調などの機械設備工事、こちらを見込んでおります。

続きまして、文化センタートイレの改修内容につきましては、トイレの洋式化と、あとオストメイト対応をはじめとします多機能トイレの設置、こちらにつきましても皆様のご意見を今お聞きしているところでありますが、その中で検討してまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長より再答弁をいただきました。

体育館が3億円、文化センターが3億8千万、ですからその内訳として耐震補強のほうは体育館が3分の1、文化センターが4分の1ということで、割合としては耐震補強工事というのはそんなにウエートは高くないのかなという感じです。これは、やはりそれなりの、当時の建物がそういう耐震構造に近い、かなりの強度があったのではないかなという推察をするわけですが、いずれにしても大規模工事、かなり、その期間も体育館、文化センター併せて利用ができなくなるわけですが、そこら辺の対応を——いろんな方が利用されて——現在もコロナワクチンの接種会場ということで利用ができないわけですが、やはりその間、町民の利用をされる方が不便を感じないような、そんなような、また、対策のほうもお願いしたいと思います。

時間の関係でまとめさせていただきますけれども、公共施設個別施設計画は令和12年度まで年次計画の位置づけとされ、施設整備の費用額の概算では約34億円、1年の平均額が約3.4億円と算出されております。現在のコロナ感染症の状況を見ましても何が起きるか分からない時代であります。今後の社会経済情勢の状況を十分に注視をしていただき、新複合施設の基金の積立でも含め健全な財政運営を望みたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

2、地域の環境問題について。

この件につきましては、昨年の12月議会でも取り上げました。この1年で当町の猫問題に関する状況が大きく変わってきていることから、再度取り上げます。

10月31日、地域の猫を考える勉強会が当町で開催されました。町民20名を含む40名余りの方が参加され、獣医師の先生の講演含め千曲市、上田市のボランティア団体の方から事例発表がありました。町内で参加された方は猫問題で困っている方、猫活動に理解をいただいている方などですが、講演会後の懇談では様々な意見交換が活発に交わされたとお聞きをしております。私の住む地域からも多頭飼育につながる問題を抱えている方も参加されておりました。

このように当町でも、地域の猫問題の解決に向け関心が高まってきていることは非常に前向きで大きな前進であると思っております。

では、次につきまして質問いたします。

1、猫問題についての現状は。

この1年で苦情、相談等の事案は町にあったでしょうか。

2、地域猫活動についての考えは。

地域猫活動は、昨年もお示ししましたが、飼い主のいない猫の問題を地域の環境問題として捉

え、地域、ボランティア、行政が連携及び協力を図り、飼い主のいない猫を適正に管理し暮らしやすいまちづくりを目指す活動であります。

現在、当町での地域の外猫、飼い主のいない猫対応のためにボランティア団体の立ち上げが進んでおります。また、今月、町内の地域で千曲市のボランティア団体のご協力で飼い主がいない猫へのTNR活動が実施されます。このTNR活動は、地域の外猫を捕獲し、避妊・去勢手術を施し、また元の場所に戻すという一連の活動で、不幸な猫達を増やさないための唯一の解決策です。これにより、ふん尿被害、猫同士の争いの軽減と、5年程度で1代限りの命を全うすることにつながり、大きな成果として報告をされております。

この活動には多くのマンパワーと費用が必要になるわけです。現在、資金がゼロからスタートするため、全て自己負担で行うとのことなんです。

日本動物福祉協会という公益社団法人があり、会費を支払い会員になると1匹当たり5千円の補助が受けられます。今回の関係者が入会し申請をしたのですが、来年3月までの期限が、既に予定額に達したため補助は受けられなかったとのことでした。このことから、全国的に見てもこの猫問題が地域課題として問題視されている状況は明らかです。今後、この資金確保が一番のネックになるわけです。行政としてどう捉えるでしょうか。この地域猫活動に対する町の考えと、外猫、飼い主のいない猫を増やさないための対策の考えを伺います。

3、補助制度の実施を。

昨年も提案をさせていただきましたが、ご意見を踏まえ研究していくとのことご答弁でございました。近隣自治体の中で、私が調べた資料では千曲市、上田市、東御市、小諸市、佐久市、長和町、青木村が補助制度を実施していて、残念ながら当町のみ空白となっており、対応の遅れを感じる場所です。

猫を飼養していくには、所有者の室内での適切な飼育が大前提ではありますが、経済的に困窮している場合や地域の中での孤立など、様々な問題が含まれていて、状況は複雑であります。

他自治体では多頭飼育や外猫の大繁殖につながる事案の報告もあり、当町でもその危険性があるのではと危惧をしております。その問題が大きくなる前に、初期段階で適切に対処する必要があります。

私は、野良猫という表現は好みませんが、この猫達は最初から野良猫であったわけではありません。私達人間が起因した被害者です。重ねてですが、不幸な猫を増やさないためには避妊・去勢手術を施すことが結局は一番の解決策であります。再度、補助制度の実施を望みたいと思っております。

以上につきまして、質問いたします。

住民環境課長（竹内君） 2番、地域の環境問題、この地域の猫問題についてのご質問にお答えいたします。

初めに、猫問題の現状として、この1年間の苦情、相談についてのご質問でございますが、昨年12月からこの11月までの1年間に町に寄せられた猫に関する苦情、相談の内容といたしましては、近隣の方が屋外の猫に餌づけをすることで猫が集まり、敷地に入り込む、敷地にふん尿をする、庭木を傷める、車に足跡がつく、などであります。

屋外の猫に無責任に餌を与えることは、猫が集まり繁殖を繰り返すことで猫が増え、周囲からふん尿や悪臭、鳴き声などによる苦情が発生する原因となってしまいます。

町に寄せられた相談の多くは、無責任な餌づけが発端となって猫が居着き、近隣に悪影響を及ぼすことによる内容となっており、直近1年間の相談件数は9件であります。

次に、地域猫活動についての町の考えは、についてであります。地域猫活動とは、飼い主のいない猫を野良猫として放置するのではなく、周辺住民の理解を得た上でボランティアの皆さんが一定の管理をして見守り、不妊や去勢の手術を施して1代限りの命を全うさせ、将来的には飼い主のいない猫を減らしていこうという活動であります。

具体的には、決まった時間と場所での餌やり、ふんの処理、餌場やその周辺の衛生管理、不妊・去勢手術をした後、元の場所に戻して地域で飼育管理をしていくなどが活動の主な内容であります。

しかし、この活動も猫好きな方にはよいことだとされておりますが、猫が苦手な方やアレルギーがある方などからは反対意見もあり、地域猫活動として地域住民の理解を得ることが難しい面があることや、猫の繁殖ペースの速さから、全ての猫に不妊・去勢手術ができないなど、活動がうまくいかない事例もあるようでございます。

また、一方で、地域猫活動が周辺環境の改善に大きな効果を上げている地域があることもお聞きしているところであります。

去る10月31日には、町内において、地域の猫を考える町民有志の会主催による、地域の猫を考える勉強会が開催され、近隣での活動報告のほか、町内における事例も報告されたとお聞きしております。

また、今回の勉強会をきっかけとして、有志の方々が主体となる地域猫活動のためのボランティア団体が先頃立ち上がったとのご報告をいただいたところでございます。

町といたしましては、地域猫活動は基本的に動物愛護のボランティアの皆さんによって行われる活動と認識しており、飼い主のいない猫の減少に向けて有効な一つの方法であろうと考えているところでございます。

地域猫活動には地域住民の方の理解や協力が不可欠でありますので、今回のように、地域猫活動を始めたいというボランティア団体からご相談があった場合には、動物の愛護と管理に主導的な役割を担う県の動物愛護センター、通称ハローアニマルや長野保健福祉事務所等の支援機関と連携し、活動が円滑に進むよう、助言等の支援をしてまいりたいと考えております。

次に、飼い主のいない猫を増やさないための対策についてであります。猫は犬と異なり法に基づき登録制度が設けられていないことから、頭数や保護活動等の実態把握が非常に困難であります。また、猫は繁殖力が非常に強く、1頭の雌が年に3回妊娠し、場合によっては合計で20頭以上の子猫を産むとも言われております。

飼い主が不妊・去勢手術等の繁殖制限をせずに、自由に屋外と行き来できる環境で飼育することや、屋外の猫に無責任に餌だけを与えることなどが、飼い主のいない猫が増える原因になると認識しているところであります。

令和2年6月には、改正「動物の愛護及び管理に関する法律（通称：動物愛護法）」の一部が施行され、適正な飼育が困難となる恐れのある場合の去勢・不妊手術等の繁殖制限の義務化など、飼い主の責務が明確になりました。

また、県の動物の愛護及び管理に関する条例では、猫の飼い主の遵守事項として、疾病の感染の防止、不慮の事故の防止等、猫の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全の観点から、その所有し、または占有する猫の屋内飼養に努めなければならない、と定められております。

当町においても、まずは所有者等による責任ある飼育によって、飼い主のいない猫を発生させないことが問題解決のための原則であると考え、屋内飼育に努めることや屋外の猫に無責任に餌を与えないことなどについて、広報で周知をしているところであります。

その上で、周辺的生活環境が損なわれる事態が生じていると認められる場合は、法及び県条例に基づき、長野保健福祉事務所が、飼育に関する指導や助言、相当の事由がある場合には引き取り、引き取った猫の譲渡などを行うこととなっております。

町といたしましては、飼い主のいない猫を増やさないための対策といたしまして、これまでも、関係機関との連携の下、生活環境を保全するという観点から、自治区からの要望に応じて、回覧用の、無責任な餌やり防止の啓発チラシの提供のほか、適正な飼育をしていない飼い主に対して対面での情報提供や依頼を行うとともに、広報や町ホームページ等により適正な飼育について周知しているところであり、今後もそうした取り組みを続けてまいります。

次に、補助制度の実施を、とのご質問でございますが、県内において飼い猫の不妊・去勢手術に対して助成を実施している市町村は、県の資料によりますと、令和2年度末時点で、飼い猫を対象に実施しているのが12市町村、地域猫を含む飼い主のいない猫を対象としているのが13市町村で、その両方を対象としている市町村もあり、何らかの補助を実施している市町村は合計18市町村となっております。

このほか県内には、県動物愛護会の支部によっては助成制度があり、市町村として助成制度のない大北支部の5市町村及び上伊那支部の8市町村につきましても助成制度を利用できる状況であります。

飼い主の責任において飼育すべきものに対して公費を使うことの議論もある中で、猫の不妊・

去勢手術に対する助成は、それぞれの市町村で地域ごとの状況を見極めた上で必要性などを判断し、実施しているものと考えております。

自治体の補助制度によって不妊・去勢手術がより一層進めば、飼い主のいない猫の問題に一定程度の効果が見込まれると考える一方で、地域猫活動における不妊・去勢手術には、猫の捕獲や管理方法の指導などを行うボランティアの協力が必要不可欠であることや、手術には相応の費用がかかるため、財源を含めて検討すべき点が多いと考えるところでございます。

町内におけるボランティア団体も立ち上がった段階でありますので、引き続き長野保健福祉事務所と連携する中で、まずは飼い主の責任による不妊・去勢手術等の必要性など適正な飼育についての情報提供に努め、その上で、近隣市町村の施策を含めた状況、実例、効果等の把握に努めながら検討を進めてまいりたいと考えております。

10番（滝沢君） 担当課長よりご答弁をいただきました。

やはり、この猫問題っていうのはなかなか表に出てこない場合があるんですけども、やはり、その地域の近隣とのトラブルを避けたいという思いですね、そういうことからなかなか表に出てこないんですけども、今、ご答弁の中で、一応この1年間で9件あったということです。

やはり、無責任な餌づけとか、それから外に放たれた猫っていうのは、もう本当に何をするか分からないということで、いろんなふん尿の被害っていうのが、私の知ってる限りではそういう事例があるんですけども、昨年もちよっとご報告させていただきました千曲市の上山田地区ですけども、やはり200匹まで外猫が地域の中で増えてしまったということで、これは本当に、まさにその無責任な餌やりがもってということで、これまで千曲市のボランティア団体の方が昨年からは一生懸命活動されて、大分、頭数、避妊・去勢手術をして効果を上げてきておりますけれども、やはりそこまでのあれになってしまうと、大変な、皆さん、ご苦労、地域自体も大変な状況になってしまうので、やはり、先ほど言いましたように、小さいうちに問題を解決していくということが、やはり大前提だと思います。

そういう意味で、今回そのボランティア団体が立ち上げ進んでいるということでは、やはりそういう地域課題を行政と連携を取りながらじかに現地で対応できるということでは、そういう町民の方の、何と申しますか、中間の存在として、非常に大きな役割を担っていただけるんじゃないかなあと思っているんですが、やはり行政側としてもある一定の、今、お話では評価をしていただくということだと思いますので、今後に向けてお願いをしたいと思います。

1番の補助制度ということなんですが、去年は検討、研究ということが一応検討いただけるということでございましたので、私も近い将来当町の補助制度を設けていただけるということ、方向で受け止めをさせていただきますけれども、現在の順調にきているふるさと納税の寄附金の活用や、それからガバメントクラウドファンディング等で資金調達、そのようなことも、ぜひご検討をいただきたいと思います。

先ほど申しましたけども、やはり行政とボランティア団体が問題を共有して連携を図る中でその地域課題を解決していく、こういう姿勢というのは、共同社会の実現、これにつながってそれぞれが負担軽減できる、そういう大きなメリットがあると思います。それが本来のまちづくりのあるべき姿ではないかと、私は思っております。

その中で、町長にはちょっとご所見いただきたいんですが、このボランティア団体、これがそういう活動する中で、やはり財布が空では本当に活動ままならない状況にありますんで、何とか資金面での援助をいただけないかということでご検討いただきたいんですが、ご所見頂ければありがたいと思います。

町長（山村君） 先ほど、担当の竹内課長からいろいろ細かく状況説明、これから検討するというお話を申し上げました。

坂城の中で、まだ人数はあまり多くないようですけれども、ボランティア団体が立ち上がりつつあるということでございます。

たしか今週土曜日には、泉のほうですかね、地区でやるような話を伺ってますので、できれば私もその現場行って少し様子を見て、皆さんの話を聞いてみようかというふうに思っております。

いろいろ考えなきゃいけないことがあると思いますので、検討を進めるということでもあります。ありがとうございます。

10番（滝沢君） 町長から前向きな答弁をいただいたと思っております。

外での作業ですので、温かい服装でぜひお越しいただきたいと思います。

1点だけ再質問いたします。

今、町長も触れられておりましたけれども、今週土曜日TNR活動を実施するということがなんですが、実はこの活動っていうのは3日間要するわけです。

例えば、土曜日にその周辺の猫達がいる場所に捕獲器を設置して、それで日曜日の朝捕獲器を回収して、移動手術車で来られる獣医師先生がその場で手術をされて、雄猫はすぐそのまま元いた場所へ戻すんですけど、雌猫の場合は一晩置かなくてはいけないということで、日曜日に手術をして月曜日の朝とか午前中にその場所に戻すということで、これ本当に私も上山田の時に参加させていただきました。やはり10人以上の方がいろんな役割を分担されてやってらっしゃいましたんで、やはりそれだけのマンパワーっていうのがどうしても必要なわけです。

そして、もう一点は、その活動する上でいろんな器具、備品が必要になってきます。

その1つが捕獲器ですけども、これが1器当たり1万5千円から2万円かかります。

対象の猫の数では10器から20器ほど必要になります。

そのほか、毛布、バスタオル、ブルーシート、ペットシート、猫フード、餌トレイ、薬品等々対象の猫の数分が必要で、トータルではかなりの費用になり、今後の活動には困難があります。

つきましては、この費用につきまして補助はできないでしょうか。考えをお聞きしたいと思い

ます。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

地域猫活動に必要な物品等の支援についてのご要望でございますが、捕獲器に関しましては、保健福祉事務所及び市町村では野良猫の駆除を目的とした猫の捕獲をすることはございませんので、当町におきましても捕獲器の用意はしていない状況でございます。

動物病院によっては、飼い主のいない猫の繁殖制限手術のためであれば、捕獲器を用意する目的を十分に聞き取った上で貸出しを行い、捕獲に関する助言をされているとお聞きしております。

捕獲器をはじめとする必要物品につきましては、町や他のボランティア団体との情報共有などによりまして、利用可能な地域資源の有効活用をお願いしたいと考えているところでございます。

町といたしましては、地域猫活動に対する財政的支援に関しましても、先ほどお答えしましたとおり、まずは不妊・去勢手術への助成の検討が優先であると考えているところでございます。

10番（滝沢君） なかなかすぐにはちょっと補助のほうは難しいのかなっという感じですけど、また、いろんな機会にそんなうまい助成があれば、また、ご検討いただきたいというふうに思っております。

では、時間の関係でまとめさせていただきますけども、今、課長のほうからもそれから町長もご答弁いただきましたけども、やはりこの活動というのはどっか1つだけが頑張っても駄目なので、やはり行政とボランティア団体とそれから地域の皆さん、この三位一体の理解とそれから連携、その活動、それぞれの役割分担していくということが不可欠なわけです。

そういう意味で、今後、そのボランティア団体と行政の連携ということを、ぜひ期待をさせていただきますと思います。

では最後に、現在コロナ感染症もかなり抑えられた状況で、当町でも9月27日以降、感染者の報告がない状況が続いております。

これは、基本的な感染対策の1つ、マスク着用が海外と比べ文化として定着している要因もあると思います。改めて日本人のモラルの高さを感じるころです。

オミクロン株の変異ウイルスの広がり懸念されるころではありますが、感染症対策を実行し、状況を判断しながら、人と人が交流や懇親ができる機会が増えることを願っております。

以上、一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

9番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可が下りましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

令和3年、今年も余すところ3週間余りとなりました。コロナに始まりコロナで終わろうとしております。2019年12月、中国武漢で初めて感染が確認され、その後、全世界にパンデミックを引き起こし、いまだ世界の各国では状況の差こそあれ、終息に向けた賢明な努力を展開している最中でございます。

我が国では、今年9月以降大幅に感染者が激減し、一抹の明るさが感じられる状況となりましたが、現在このような状況は大変好ましい状況ではないか、世界に範を示しているような状況と考えております。

最近、南アフリカで発生したオミクロン株の感染拡大が世界で注目をされております。そのオミクロン株は、感染力が従来株よりも強力であるとの専門家の指摘もございます。この感染力の強いオミクロン株の拡大が、我が国にも大きな影響が及ぼさないように念じておるところでございます。

このようにコロナ禍を取り巻く環境は、まだまだ楽観を許さない状況であります。ウイズコロナの精神にのっとり、経済を一日も早く以前の状況に回復させ、コロナ禍で大きなしわ寄せを受けました飲食、観光、輸送等の業界が、一日も平常な経済活動を取り戻し、国全体が元気になることを希望するものでございます。

しかしながら、コロナ禍の中で世界のサプライチェーンの機能が従来のように稼働が難しく、自動車産業をはじめいろんな業種にも部品及び半導体の供給不足が発生し、業界によっては生産活動を正常に戻す大きな障害となっております。日銀松本支店の11月に発表した金融経済動向では、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から、長野県の経済は一部に弱い動きが見られる中、持ち直しの動きが一服しているとのコメントを発表されました。

このように我が国では、コロナの感染者が極めて低水準に推移はしているものの、すぐに経済活動を正常に戻す状態にしたいが、世界の状況ではまだまだ幾多に解決しなければならない課題が存在している状況でございます。

令和4年についても、コロナ禍での不確定要素を包含しながら予算編成を行う必要がありますが、私は、コロナの動向いかに関わらず、平常な、いわゆる積極的な予算編成を行い、第6次長期総合計画の中での重点計画の推進や防災・減災、インフラ整備等、課題は山積しておりますが、その課題解決のための予算編成を強く望むところでございます。

このように、大変厳しい環境の中での予算編成になるわけですが、令和4年度の予算編成に当たってどのような考え方で対応されているか。

1、令和4年度の予算編成について。

イ令和4年度予算編成に当たっての基本的な考え方として、予算規模と税収の見込みはどのように考えておられるか。

重点事業は何を考えているか。

昨日、同僚議員から一部重複する質問がありましたけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから1番目の質問としまして、令和4年度予算についてというご質問がありました。今、お話ありましたように、昨日の一般質問でもお答えしました面がありますので、若干重複することをお許しいただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を起因とした厳しい経済情勢から徐々に持ち直しつつある中、先月公表された日本銀行松本支店による県内の経済動向は、「一部に弱い動きが見られる中、持ち直しの動きが一服している」との観測であり、前月の「持ち直しの動きが続いている」から、そのテンポが一旦弱まり、落ち着いた状況で推移している状況がうかがわれます。

また、関東財務局長野財務事務所が10月に公表した県内の経済情勢は、「一部に弱さが見られるものの持ち直しつつある」とし、回復傾向がうかがわれるところではありますが、先行きについては、「感染対策の徹底とワクチン接種を促進する中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気の持ち直しが期待される」としながらも、「サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、国内外の感染症の動向も併せて注視する」とし、いまだ楽観できない状況にあるとの観測となっております。

また、町内におきましては、主要20社への7～9月期経営状況調査では、生産量及び売上げにおいて、3か月前と比較し、プラスとした企業は前回調査より減少し、マイナスと回答した企業が増えており、持ち直しの動きが一服している状況ではありますが、今後3か月後の見込みについてプラスと回答した企業が前回調査より増加しており、今後のさらなる回復が期待されているというところでもあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症につきましては、海外で新たな変異ウイルス（オミクロン株）の感染拡大が聞こえており、落ち着きつつある国内においても、感染が確認されたことから、流行の波の再来が危惧される場所であり、原油価格の高騰が与える経済へのマイナス要因も含め、地域経済の情勢について予断を許さない状況にあると思っております。

いずれにいたしましても、終息のめどが立たない新型コロナ感染症や不安定な社会経済の町政への影響は不透明であり、来年度の当初予算につきましても、厳しい状況の中での編成作業になるものと考えているところであります。

予算規模についてのご質問ではありますが、今年度の当初予算におきましては、新型コロナワクチン接種にかかる費用を予算計上したほか、小中学校空調設備整備事業、町道A09号線道路改良事業、坂城小学校への太陽光発電設備及び蓄電設備設置事業などを盛り込む中で、3億6,700万円ほどの財政調整基金を取崩しを見込み、前年度と比べ4.4%増となる総額6億6千万円の予算を編成したところであります。

来年度、令和4年度につきましては、もともと今年度に予定されていた町体育館の耐震・長寿

命化改修工事について、新型コロナワクチンの集団接種会場としたことで、来年度にずれ込んでの実施を予定しております。

また、開館から20年を迎えるびんぐし湯さん館のリニューアル工事や、現在準備を進めている新たなデマンド交通の導入といった事業も計画されており、加えて継続的に取り組む事業を盛り込むことも必要となりますことから、来年度の予算につきましては、今年度と同等もしくは一定程度規模が膨らむことが見込まれるところであります。

また、税収の見込みについてであります。まず、今年度の町税の状況についてご説明いたします。

今年度の町税収入につきましては、町民税では、個人・法人とも新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少が見込まれたことに加え、固定資産税については、評価替えによる地価の下落や、感染症に係る緊急経済対策による事業用家屋及び償却資産の軽減措置の減収等で、当初予算における税収につきましては、令和2年度と比較し大きな減収を見込んでおりましたが、10月末における調定額につきましては、個人町民税の増額等により、当初予算に計上した予算額を上回る見込みとなったところであります。

税目別では、個人町民税について、感染症の影響による前年の経済情勢の落ち込みにより、給与所得者等の所得の減少が税収にも影響しているところですが、株式等の譲渡所得などあらかじめ見込むことができなかった収入の影響から、前年度同時期を上回る調定額となっております。

法人町民税につきましては、税率の引下げの影響に加え、新型コロナウイルスの影響により企業収益が減少している企業が多い状況ではありますが、大きく業績を回復した企業等もあり、前年度同時期を上回る調定額となっております。

また、固定資産税につきましては、評価替えの影響や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による中小企業者等への軽減措置により大きく減額となっておりますが、国から配分される鉄道施設や送電線などの償却資産等に係るいわゆる大臣配分について、整備新幹線等の事業の進捗などに伴い増額となったことから、当初見込んだ予算額を上回る調定額となっております。

こうした状況から、今年度の町税収入につきましては、町税全体で、当初予算で見込んだ額を上回り、令和2年度決算額と同程度の税収を確保できる状況となったところであります。

令和4年度の税収見込みにつきましては、現状におけるプラスの要因として、固定資産税におけるコロナ関連の中小企業者等への軽減措置が、令和3年度限りで終了することによる増額が見込まれるところであります。

また、法人町民税につきましては、世界の経済情勢や景気動向の影響を受けやすく、今後の経済情勢やコロナの感染動向によっては税収の減少も懸念されるところであり、現状におきましては、新たな変異株の出現や原油価格の高騰など先行き不透明であり、大変見通しが立てにくい状況であります。予算を編成していく過程において、引き続き国内外の経済情勢などを注視し、最

新の状況を見極める中で、適切な予算額を計上してまいりたいと考えております。

続いて、重点事業についてのご質問ですが、新年度予算の編成に当たりましては、町の目指す将来像とその道筋を描いた、町の最上位計画である第6次長期総合計画に沿った事業を基軸とし、総合計画や総合戦略に掲げる指標の達成を目指す取り組みや、公共施設個別施設計画など、年次計画の中で位置づけられた事業を重点施策として実施してまいりたいと考えているところであります。

総合戦略関連では、中核避難所のエネルギー供給体制の構築を目指し、村上小学校、坂城小学校に続き、来年度は南条小学校への再生可能エネルギー設備の導入を計画しているほか、現在工事を進めております工業団地の分譲や、小中学校に整備した児童生徒1人1台端末を活用した教育のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

また、公共施設個別施設計画の関係では、先ほども申し上げました町体育館の耐震補強・大規模改修工事、20周年を迎えるびんぐし湯さん館のリニューアル工事などについて実施したいと考えております。

このほか、これまで取り組んでまいりました、町道A01号線道路改良事業や、昭和橋・64号橋等の橋梁修繕事業などの基盤整備に係る事業につきましても、継続して実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、新たな地域間交通の形としてデマンド型乗り合いタクシーの導入のほか、福祉や子育て、教育などソフト施策の充実にも配慮するとともに、デジタル化の推進とSDGsの達成に資する事業につきましても、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

現在、各課において次年度の事業を組み立て、予算要求を行っておりますので、今後、事業内容を確認し、事業の精査や財政状況を踏まえた調整を図りながら、取り組むべき施策の優先度を考慮する中で、創意工夫によりめり張りのある予算編成を進めてまいりたいと考えているところであります。

9番（朝倉君） ただいま町長から令和4年度の予算編成について、るる説明をいただきました。令和4年度の町を取り巻く経済状況やそしてまた今後の経済動向等、大変厳しい状況であるわけでございますけれども、一方、ウイズコロナという状況で、経済活動の活性化ということにも積極的に取り組まなければいけないんですけれども、まだまだコロナの不透明感というものは拭い去れないということが現実だろうというふうに考えます。

そんな中でもコロナで大変影響された飲食、観光、運輸等の業界、これをまず平時の状態に戻して、そして今、自動車産業なんかも大幅な減産を余儀なくされているという、半導体だとかサプライチェーンの混乱というようなこともあって、不透明な感じがまだ経済の中であるわけですが、このコロナが終息した後、やっぱり経済というのは確実に成長させていかなきゃいけないということは、事実なことでございますので、そういうようなことを配慮しながら、大変予算編成の中でもそういう状況を考えると、若干弱めな編成をしたがるのが人間の常だと思うん

ですけれども、そこはちょっと踏ん張っていただいて、やっぱり積極的な予算の中でこの町が発展するように、そんな予算の編成をぜひ町長を筆頭にして、町の職員の皆さんにも頑張っていたきたいということをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2として、農業振興についてでございます。

イとして、人材確保と農業機関との連携についてということで、質問をさせていただきます。

近年、異常気象の現象が我が坂城町でも農業分野において確認され、大きな影響を及ぼしております。この異常気象が、坂城町では露地栽培が主体でございますので、水稻や果樹、野菜等、本当に全般にわたって被害を発生し、極端な例としては、昨年発生して、一昨年と2年連続で発生しておりますが、黒系のぶどうが圃場全体で収量ゼロというようなことが、本当に私どもの間近に発生していると。あるいは、今年りんご農家の早春に起きた凍霜被害で、ほとんど坂城の特産品でもあるふじのりんごが、本当にお客様に供給する分がもう足りなくて困るんだというような、非常に異常気象によって農家の経営を脅かすような状況が散見をされております。

具体的な例も今挙げたんですけれども、一つとして7月から9月の間、通年に比較してここ令和に入ってから雨量が大幅に増えていること。平年比ですね、令和元年から今年の3年の中で見ますと、平年比100から130ミリメートルぐらい増えているんです。最高の1日当たりの降雨量は93.5ミリメートルを記録してまして、大変、昔経験したことのないような本当にゲリラ豪雨のような状態が発生しているということと、最高気温については38.1度を記録しています。

そして、雨が降って、やんで、日照りが始まったり、あるいは雨の期間が長いんで日照不足が起きたり、特に先ほどお話ししたように、1日に約100ミリメートルぐらい降るということになりまして、野菜や果樹にしても、そんな降った雨が異常に供給されて、土質によってはそれが保持されちゃうもんですから、結局その圃場全体のぶどうが駄目になるというのは、表皮が、中の果肉が水分で膨張して、果皮がそれに伴って成長すりゃいいんですけど、もうこれ限界を超えますから割れてしまうと、割れたものが今度は高温にさらされて晩腐病というような腐れの病気になって、それで、ぶどうによると房が全体が腐って、それが圃場全体に広がって、その周辺のぶどう農園にもそういうものが広がってしまうと、こんな状況でございます。

そんなようなことで、坂城町の気象状況も、私は最近特にそんなような会話が多いんですけれども、「冬が来たと思ったら春がなくて夏になっちゃって、秋が来たと思ったらすぐ冬になっちゃう」というふうに、非常に信州なんかは春と秋の季節というのは、昔は非常に過ごしやすく、この地域の観光といいますか、私ども住みやすさというのは、地域以外の人にも相当好まれて観光地として繁盛してきたんですけれども、そんなようなことで、坂城町も本当に現在の状況からすると、私、温暖化という言葉は専門家に聞いたら、ちょっと使わないほうがいいと、異常気象ということを使ってくださいということですので、ここでは異常気象と申し上げますけれども、

異常気象が本当に顕著に出てきているということを私は申し上げておきたいと思うんです。

特に、そういうような現象の中で、皆さんご存じだと思うんですけれども、具体的な例をご紹介申し上げますと、水稻が作況指数97ということで、近年にない減収でございます。1反歩当たり、私の友達で感じているんですけれども、150キログラムぐらい減収です。こんなことちょっとここ近年にない状況でございます。特にこの要因は、気温の上昇によっているものと日照不足というものが、今までおいしいと言って、この辺ではコシヒカリがほとんど作られてきているんですけれども、もうコシヒカリの特性からすると、この近辺の気象条件では無理じゃないかということで、今日のテレビでも言っていましたけれども、県で今開発した「風さやか」というようなものに替えていかなきゃいけないというふうな状況ではないかなというのが一つの現象です。

それから、先ほどちょっとご紹介したように、黒系のぶどうが、長野県で開発して非常に高価なぶどうですけれど、ナガノパープルというぶどうと巨峰がありますが、これが今年は大変な被害です。それから、栽培には非常に楽で高価なシャインマスカットという緑色のブドウがあるんですけれど、これも今年はこの長雨だとか日照不足とかいろんな高温だとかという状況の中で、病気が発生したりして反収が減っています。そんなようなことで、ぶどうの状況、それから、先ほど申し上げましたりんごが春の凍霜害によって大幅に減少していると。特に、ぶどうの減収については、JAの技師にちょっと相談したんですけれども、やはり7月から9月の極端な雨が原因として挙げられるんじゃないかということをお教えいただきました。

それから、夏野菜なんかもそうなんですけれども、今年私も経験しているんですが、種をまいてもほとんど発芽しないということが、私2回ぐらい経験しました。友達にもいろいろ聞いたんですが、こういうことが今年結構あったみたいですね。これも高温障害だとか雨だとかいろんな複雑な気象条件が重なり合ひまして、種苗のメーカーさんに言うと、「やっぱり気象の変化がそうさせているんです」ということも言っておりました。私も専門家じゃないですから、このくらいしか紹介できませんけれども、こういうふうに農業全般にわたって、多岐に異常気象によって異常が散見されていると。

特に、地域外で、北海道で、今、自民党の副総理をしている方が応援演説に行って、北海道のコシヒカリは温暖化の影響でうまくいったというようなことで、いろいろ話題を醸した問題だとか、それから、昨日ですか、NHKでやっていましたけれども、函館が平均気温で14度になったそうです。14度になると、ワインの産地として十分役割を果たすと。特に、外国のメーカーも温暖化によってフランスやなんかでも作れないところが多いので、どっか産地がないかなということで探していたら北海道があったということで、函館では東京ドーム4倍か5倍の今大きなワインが産地化されているような圃場があるようです。そんなようなことで、本当に各地で、この異常気象によって農業の適地適作というものが変化しているということを、私ども理解しなきゃいけないというふうに考えております。

農業は、食の安心安全、食料の自給率の向上、地産地消という国策的な要素を含めていろんな方面から掛け声多く聞こえてくるんですけども、生産現場は高齢化や担い手の不足、それに異常気象というような状況から、経営的には非常に厳しく、特に私どものような中山間地では、このような現状を考えると、今、異常気象に対する手当てをしないと農家離れは急速に進行して、場合によっては、農業の崩壊につながっていくんじゃないかというふうな、私は危惧を感じております。

昔から私も聞いている言葉でございますけれども、「身土不二」という言葉を聞いております。健康な生活を送るには、自分たちが住まいするより四方のところで取れる作物を食することが、一番健康管理にはいいんだと。なぜかという、暑いときには体の冷やす植物が取れると、寒いときには体を温める野菜が取れるんだと、こういうことを昔の人は言っておりまして、やっぱり地元で取れる食品を大切にしていって、これが仏教の世界で身土不二という言葉が使われるようですが、そういうことを言われております。

いずれにしても、私ども農業は、日常生活をする中で、生活の原点と言っても過言ではないと思います。気象条件が変化して、適地適作の構成も大幅に変化をしております。私たちの地域でもこの変化を捉えて、その変化に即応した農業の構築を早急に行う必要を痛感いたします。農家の高齢化、農家離れ、あるいは収入の減少、耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

そのためには、坂城町も気象の変化、いわゆる農業環境の変化に気づいて、中長期を展望した農業の在り方の構築を図る必要があると考えます。そのためには人材の確保が急務と考えます。令和4年度の予算編成にあたって、地域の農業を守ると同時に、魅力ある農業の構築、農業の持つ多面的機能を進化して、若い世代が生き生きと農業ができる政策の実現が特に重要でありますし、その実現を要望したいと思います。それには、農業の場合に町単独でできることではございません。特に国・県との関係が極めて重要な業界でございますので、農業関連機関との連携も極めてこの政策推進には重要な状況でございます。

以上の状況を検討していただいて、私の問題提起2として、農業振興、イ、人材確保と農業機関との連携について町の考え方を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、農業振興についてのご質問にお答えします。

近年、極端な気温上昇や豪雨の増加など、気候変動が要因の一つとして考えられる現象が増えてきております。

気候変動の影響は、日常生活においても「何年に一度の」と表現されるような極端な気象現象として、令和元年の台風19号のように広域かつ甚大な被害を及ぼすなど、農業生産のみならず、社会生活全般にも大きな影響を与えているところでございます。

その範囲は、防災、水資源、健康、農林水産、生態系など、様々な領域に及びますが、農業生

産においては、近年の異常気象の頻発や病害のもととなる生物の生息域の拡大といった生態系の変化などにより、病害の頻発や育成阻害による生産量の減少、品質の低下など、マイナス面での影響が懸念されております。

当然、これに対する日頃の気象への対応を通じて、農作物等への影響を軽減する対策が取られてきているところではありますが、これまでの対策では効果があまり期待されなくなりつつあり、気候変動に対する影響への対処が求められているところであります。

こうした中で、今年の気候は、1月以降の気温が例年より高く推移し、基幹品目のぶどうやりんごなどの果樹をはじめ、農作物全般に生育が早く進む傾向にある中、4月の凍霜害により、当町をはじめ県下全域にわたり農作物が被害を受けました。

特にりんごは開花期直前での凍霜害により、花卉の枯死や中心花の受精不良など、収穫量の低下のほか、変形果やサビ果の発生による品質低下も生じております。

また、水稻では出穂期の日照不足等により、穂数・登熟において影響を受けたことから、北信地域での作況指数は97、県全体では98のやや不良となるなど、温暖化によって、これまで農業者が蓄積してきた経験則が通用しなくなることが懸念されております。

また、温暖化は、直接的な気温上昇による農作物の生育阻害や品質低下にとどまらず、降雨量の増加やそれに伴う日照不足などの他の気候変動にも作用することから、様々な農作物に与える影響は計り知れません。

そのため、栽培方法の改善などの対策のほか、今後もある程度の気温の上昇は避けられないことから、気候の変動に対し、新品種の育成等による産地体質の強化など、ある程度の変化に適応していくことも必要とされております。

国では、気候変動による農業生産への影響が顕在化する中、今後、温暖化が進行した場合には、農業生産への悪影響のリスクがさらに高まり、農産物の安定供給に支障を来すことが予想されることとしており、温暖化による品質低下が起きにくい技術、品目・品種の開発及び導入を図る一方、温暖化による影響の将来予測や適応技術の活用等により、将来起こり得る気候変動リスクを可能な限り回避・軽減するリスクマネジメントの取り組みが重要であるとしております。

そのような中で、県では、長野県ゼロカーボン戦略において、長野県における気候変動の影響と適応策を今年6月に策定しており、各試験場を中心に対策を進めているところであります。

その中で、水稻については、登熟期に気温が高い状態で推移した場合、玄米内の全部または一部に乳白化する白未熟粒や、完熟した米粒内の急激な水分変化により、米粒に亀裂を生じる胴割粒の増加による品質低下が見られることから、発生リスクや病害の発生等の詳細な評価を行うとともに、高温登熟性に優れる品種の開発、高温の気象条件における肥培管理技術の確立等を行うとしております。

また、気象的な条件が多様な県下の状況に合わせて、産地ごとの課題を整理し、栽培リスクマ

ップ等も活用して、対策技術の現地への普及を図ることも今後進めていくことになります。

りんごについては、温暖化により日焼け等の果面障害の発生頻度の増加、害虫発生の長期化や頻度の増加が予想されており、果皮色、硬度、糖度、酸含量及び蜜入りが低下して成熟不良果の割合が増えるなど懸念があることから、遮光資材被覆の試験や、高温条件でも着色良好なりんご、早生品種「シナノリップ」の県下への普及拡大などを進めております。

ぶどうについては、気温の上昇により巨峰等の黒色系品種において果実の着色が阻害され、品質の低下することが想定されることから、果実の着色安定技術の開発や品種転換による産地拡大を推進するとしております。

対策には、栽培管理技術の変更のように、個別の生産者において低コストですぐに導入可能なものから、品種開発や品目転換のように、コストと時間を要するものまで様々であります。

個別の生産者では対応できない対策は、農協、農業共済組合、地域の関係者等が横断的に協力し、産地における中長期的な計画に基づいて取り組みを進める必要があるものと考えております。

また、中長期的な対策についても、地域の実態を踏まえ、早い段階から計画的に備えを進めることで、将来に予測されるリスクの軽減にもつながるものと考えられます。

そのため、国や県の試験研究機関での試験研究や新品種育成の成果を踏まえ、温暖化対策を含めた産地強化を図るための技術指導や普及推進を、県農業農村支援センター及び農協と連携しながら実施しており、その役割を担っているのが普及指導員及び営農技術員となります。

普及指導員は、農業者に直接接して農業技術の指導を行うほか、経営相談や農業に関する情報を提供し、農業者の皆さんの農業技術や経営を向上するための支援を専門とする国家資格を持った都道府県の職員であります。また、国や都道府県の制度の周知や農薬の使用方法などの遵守事項等を技術面からサポートしており、施策と技術を踏まえ、農業者への普及啓発を進める重要な役割があります。

一方、営農技術員は、農協の組合員に対して、農畜産物の栽培・育成についての指導や販売の支援、農業経営の相談・指導、市場の情報提供、新しい作物や技術の導入など、農業者の営農支援を行う農協の職員となります。

どちらも農業者とつながりを持ちながら、新たな対策を含めた営農指導や普及活動等を通じて農業者の支援を図っており、町との接点も多い中で、これら専門性の高い人材は、今後さらに必要となってくるものと考えております。

また、農業をめぐる環境が厳しさを増す中、国・県・市町村・農協が協調して取り組む課題に対し、地域の実情に合わせて、現場の農業者に迅速に浸透させることが必要不可欠となっております。

そのため、町といたしましては、これら専門性の高い技術者と連携を強め、地域農業の持続的な発展を推進するため、これら関係機関と緊密な情報交換と施策展開により、産地強化を図って

いく中で、温暖化にも対応し得る地域農業の確立を目指してまいりたいと存じます。

9番（朝倉君） ただいま担当課長からご説明をいただきました。

農業は、国民への食料を提供することをはじめ、多くの重要な役割を担っております。その農業は、先ほどもお話ししましたけれども、後継者不足や担い手の確保、さらに気象変動による収益の低下と、環境は大変厳しい状況であります。特に、当地では一年一作による経営が多いことから、近年の異常気象に伴う経営への影響は、今までの経験でつくり上げた経験則やスキルでは、通用できる状況ではなくなってきていると考えております。

このような実態を踏まえ、時代の変化に伴う新しい農業の構築が急務と考えます。アメリカのケネディ大統領の言葉として有名な、「屋根を修理するには日が照っているうちに限る」、このような言葉があります。まさに今がこのときではないでしょうか。

農業は、担当課長からもお話がありましたとおり、国・県・JA、いわゆる関係機関が緊密に連絡を取りながら、町単独では、なかなか容易に展開できる内容ではございません、有機的な連携をお願いするとともに、国の政策で推進していることも多いと考えますので、これら農業を取り巻く環境を考えると、ぜひそういう上位団体との力は大いに利用して、町の農業の状況改善に力を注いでいただきたいというふうに思います。

農業の取扱業務も多岐にわたっていることから、私が最初から申し上げましたように、人材の確保は大変重要だというふうに思っております。このような状況を克服するには、まず、国や県の人材を私の町にお願いしたいです。あるいは町で人員を確保していただいたりして、何とかこの町の農業が崩壊するんじゃなくて、さらに、りんご、ぶどう、本当に産地としては全国からでも期待される場所でもありますので、この産地形成がゼロになるんじゃなくて、より発展するような構築をぜひこの予算編成の中で、山村町長にお願いをしたいというふうに考えております。

現状打破に向けて、いろいろ予算編成の中では厳しい課題もあるかと思うんですけれども、私は、特に農業関係の現状をここで問題提起としてお話しして、ぜひこの改善に町を挙げて協力をお願いしたいということで、それをもちまして私の質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時52分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、ウイズコロナの時代に向かって、新型コロナウイルス感染症対策にそれぞれの立場からご尽力されている方々に対しまして感謝と敬意を表する次第でございます。これからも感染対策をしながら日常生活をしていくための環境を、自助、共助、公助の観点からも、この新型コロナウイルス感染症及

びそれに準ずる対策と併せて、変異株に対しましても冷静にかつ正しく恐れるを念頭に、生活に取り入れていくことが重要だと思われま。

さて、10月に新型コロナ感染症対策での国内政治の対応、また、政権選択の選挙が行われました。国民の民意といたしまして、自公連立の岸田政権継続という結果となり、長野県におきましても大きな変革の選挙になったのではないかと思います。引き続き、アフターコロナ、ウイズコロナに向けて、住民の皆様様の安心と安全な生活の確保と地域経済の繁栄への対応をしっかりと取り組んでいかなければなりません。

そこで、1、ウイズコロナに向けてということで質問させていただきます。

イといたしまして、事業所への支援でございます。

今年1年の状況を町内の下請製造業の経営者の方にお聞きしますと、町長の招集挨拶にもございましたが、昨年度よりは全体的に業績が上がってきているものの、業種によっては良くなったりと悪くなったりする波のある状態が続いているようでございます。

その中で、自動車関係の下請企業の方のお話ですと、2020年よりは状況は上向いてきて、今年の初め、1月、2月はすごく忙しくなりましたが、夏にかけてその忙しさも落ち着き、8月以降は半導体の影響を受け、11月にかけては受注量が大幅減少してきたということでございます。そこで、最近12月に聞きましたら、12月に入り、徐々に緩やかではありますが、回復傾向にあるとおっしゃっておりました。特に、輸出向け、アメリカとアジア圏の消費の減少がかなり影響しているようでございます。

一方、建機関係の下請の事業所の方は、受注、生産ともコロナ前の状況に戻ってきており、今年は大変忙しくなったとのことでございます。

食品加工業は、今年の巣籠り需要によりスーパーなどの消費が増え、売上げが上がっている業種がある一方、長期にわたる首都圏の緊急事態宣言の影響をもろに受け、観光地や飲食店などの需要の低迷が響き、昨年と同様に売上げは伸び悩んでいる業種もあるとのことでございます。

このようなコロナ下での経済状況の中、地域産業の停滞や雇用面での混乱を招かぬよう、国や県そして町では、事業所に向けて様々な補助事業、支援事業を行ってまいりました。

当町におきましても、町独自の施策を打ち出し、対応にあたってられました。現在行われている事業についてお聞きします。

まず、飲食店などに向け、感染対策のための経費の支援に向けた飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金。コロナの影響を受け、事業継続、経営安定化の支援としての坂城町中小企業者等事業継続支援金と、お客様等の安心、安全の確保の取り組みを行っている事業所向けの坂城町信州の安心なお店推進交付金。そして、消費回復策としてのねずこん生誕10周年記念スタンプラリー等消費回復応援事業。それらの利用状況と、加えて、さかきのお店応援券事業の使用状況もお聞きします。

そして、この2年、100年に一度と言われる国難を伴う新型コロナウイルス感染症の対応において、人々の命、また町民の生活の安心、安全を守るという考えの状況の中で、事業所に対する様々な補助事業、支援事業を行ってまいりましたが、それに対する評価をどう捉えていますか。その点についてお聞きいたします。

ロとして、イベントについてでございます。

午前中の一般質問の中で、先輩議員より令和4年度の予算の質問もございましたが、この2年、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、数々の町のイベントが中止とせざるを得ない状況があったと思います。そんな中、令和4年度の予算を考える中で、イベントに対します考えをお聞きいたします。

中でも、実行委員会を中心に、各区会や分館のご協力で盛大に開催されておりました町民まつり坂城どんどんと、開催期間中は4万人を超える来園者が、町内また県内外からも訪れますばら祭りについて、従来以上の開催を希望するところではございますが、町の考えをお聞きします。

そして、花火大会でございます。今年は3回、町内で打ち上げ花火が上がりました。やはり、町内で打ち上げ花火が上がることは、町民の皆様に勇気と元気を与えられるものと思います。ぜひとも、今後もこの花火大会を続けていただきたいと思いますが、以上、イ、ロについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま中島議員さんから1番目の質問で、ウイズコロナに向けてということで、イ、ロとご質問がありました。私からは、ロのイベントについてをお答えをさせていただきました。イの事業所への支援につきましては担当課長から答弁いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、6月下旬から始まった第5波が8月をピークに減少に転じ、県内の陽性者は、10月8日以降、1桁もしくはゼロの日が続いており、新型コロナウイルスの感染対策を行った上での催し物の開催や行楽、会食などを楽しむ方が増えてきたと実感しております。また、県外ナンバーを見る機会も増えてきたものと感じております。

一方で、11月に南アフリカが報告した新たな変異株、オミクロン株が世界で急速に拡大し、感染者が世界各地に広がり始めております。

国内におきましても感染が確認され、外国人の入国禁止や国際線の入国者数の制限など、国では最大級の感染拡大防止策を講じ、警戒を強めているところであります。

このような中で、町内におきましては、11月3日に和合城、6日に葛尾城で、全国山城サミット上田・坂城・プラス東御アフター大会が開催され、11月13日には、ねずみ大根収穫&直売市がねずこん生誕10周年記念セレモニーと併せて行われるなど、町内外から大変多くの皆様にお越しいただき、リアルな坂城町を楽しんでいただいたところでもあります。

また、昨年、今年と新型コロナウイルスの感染拡大により、町で開催するほとんどのイベントが中止を余儀なくされ、今年の町民まつり坂城どんどんは、町民の皆様にお集まりいただくこと

はできませんでしたが、自宅から楽しむことができる花火の打ち上げを行ったところであります。感染症の終息を願い、町民の皆様が夏の思い出に残るひとときを過ごしていただけたものと感じております。

さて、当町の夏の風物詩となっております町民まつり坂城どんどんは、来年第45回目を迎えます。町民まつりは、毎年、地域の皆さんが大勢参加し、楽しみながら親睦を図り、さらにつながりを深め、共同でつくり上げるお祭りであります。昼の部のメインステージでの発表や、子ども広場などでのイベント、夜の部の踊り流しなど、子どもからお年寄りまで大勢の町民の皆様が楽しみ、交流を頂いております。

来年の開催につきましては、国や県が示すイベント等のガイドラインに沿って感染防止策を徹底し、さらに、熱中症対策にも留意した上で、3年ぶりの開催に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

また、例年、約2週間で町内外から約4万人が来園し、大変好評をいただいているばら祭りにつきましては、新型コロナウイルスの感染予防及び感染拡大防止の観点から、昨年を引き続き、今年度の第16回ばら祭りも中止とさせていただきます。町のホームページなどでは、バラ公園への来園につきましても控えていただくようお願いしたほか、バラが開花する5月中旬から6月にかけて、バラ公園が密集状態にならないよう、週末を中心に警備員を配置し、来園の自粛と感染防止についてお願いをしてきたところであります。

また、中止になった2年間、来年こそは開催をとの思いを込めながら、ローズガーデナーの皆さんや薔薇人の会の会員の皆さん、シルバー人材センターの作業員の皆さんを中心にバラの剪定作業や園内の草取りなど、バラ公園の整備を地道に行っていただいております。海外における新型コロナウイルスの感染拡大状況や今後懸念される新たな変異株の感染状況など、予断を許さない状況ではありますが、状況を注視する中で、ばら祭り実行委員会の皆様とともに開催に向けて検討し、現段階においては開催できなかった2年間の思いも含めて、盛大に第17回ばら祭りが再開できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、花火の打ち上げの継続についてであります。本年度につきましては、8月7日に町民まつり坂城どんどんの代替事業として実施をいたしました。

また、9月3日には、テクノさかき工業団地組合の主催による第27回団地まつりにおいて花火の打ち上げが行われ、さらに11月3日には県内経済復興記念花火として、新型コロナウイルス感染症の終息と打撃を受けている県内経済の回復を祈念するとともに、感染症に関わる医療従事者の皆様へ感謝の思いを込めて、当町を含む県内20市町村で同時に打ち上げを行いました。打ち上げ会場の近くでご覧いただいた方からは、「ありがとう」ですとか、「とてもきれい」などの感謝や感動の声とともに、大勢の方からの拍手などが聞こえ、町民の皆さんが上を向いて前に進んでいただくきっかけになったものと考えております。

来年度の花火事業につきましては、毎年開催しているテクノさかき工業団地まつりの花火の打ち上げのほか、近隣市町村との連携による花火の打ち上げなど、協議する中で検討してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） 私からは、伊の事業所への支援についてお答えします。

新型コロナウイルスは様々な性質を持つウイルスに変異を繰り返し、第5波の要因とも言われるデルタ株は、非常に感染力が強く、国内においても猛威を振るい、経済活動などにも多大な影響を与えてきました。

最近では、デルタ株による感染が収まりつつあり、人や企業の動きが活発化し始めたところではありますが、南アフリカで報告された新たな変異株、オミクロン株による感染者が世界各地に広がり始め、今後の企業活動などにどのような影響を及ぼすか懸念されているところであります。

世界経済は、国や地域によるばらつきを伴いつつも、コロナ禍による落ち込みから回復の動きが進んでいるところでありますが、一方で、経済活動の回復に伴い、原油及び原材料の高騰をはじめ、半導体の不足や部品調達の難航、人手不足等、企業の生産活動に支障を来している状況も見受けられるところであります。

さて、町内企業等への支援事業等につきましては、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、回復が遅れている飲食店などの商業系事業所への支援を中心に実施してまいりました。

最初に、飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金ではありますが、安心して店舗等をご利用いただくため、感染予防対策として店舗内の環境を整える除菌機や空気清浄機、飛沫感染防止用品などの購入に対して補助をするもので、現在73件の申請をいただいております。この補助金については、当初想定していた件数以上の利用希望をいただいております。本議会に補正予算を計上させていただいたところであります。

次に、中小企業者等事業継続支援金は、新型コロナウイルス感染症の第4波、第5波などの影響を受けている町内中小企業者の事業の継続と経営の安定化を図るため、事業全般に広く利用できる支援金として創設をいたしました。令和3年4月から9月までのいずれか1か月の売上げが、前年または前々年同月比で30%以上減少している中小企業者を支援するもので、申請件数は36件、総額674万円の交付決定をいたしました。

次に、信州の安心なお店推進交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受ける町内事業所の利用促進と店舗利用における安心、安全の確保を図る取り組みを推進し、経営の安定と早期回復を目指す事業所を支援するものであります。町内で事業を行い、県の実施する信州の安心なお店認証制度実施要綱により認証を受けた法人または個人事業者を対象として、一律10万円を支援するもので、現在までで申請件数は31件、総額310万円を交付決定いたしました。

次に、ねずこん生誕10周年スタンプラリー等消費回復応援事業は、町商工会と連携して、町内飲食店など事業所や観光施設の利用促進と誘客を図ることを目的に実施をしております。

スタンプラリーにつきましては、スタンプラリー参加店として登録された町内の店舗で1千円以上の買い物をし、異なる5店舗のスタンプがたまった方に町商工会の商品券をもらえなく進呈して、さらに、その商品券の使用により消費の拡大を図るものであります。また、引き換えたスタンプラリーの台紙を応募券とした抽選会も行いうこととしており、町内店舗等での購買意欲を高めるとともに、景品は町内店舗で取り扱う商品にするなど工夫をして実施をしております。

スタンプラリーは10月と11月の2回に分けて実施しましたが、10月分については1,046人分の引換えがあり、11月分は12月3日現在で923人分の引換えがありました。現在までの推計であります、合計で延べ1,969人の方に参加をいただいております。

スタンプラリーにご参加頂いた1,969人の方が、それぞれ5店舗で1千円ずつ利用し、併せて進呈した商品券を利用したと考えると、町内で1,100万円以上の経済効果があったこととなります。

さらに、台紙によるスタンプラリーと併せて各店舗に設置されたQRコードをスマートフォンで読み取るデジタルスタンプラリーも同時に実施いたしました。このデジタルスタンプラリーでは、スタンプを集めるとねずこんの壁紙が手に入り、併せて、Wチャンスプレゼントにエントリーすることができるもので、12月3日現在で336件の登録と103件の応募がありました。アナログとデジタルを組み合わせ、様々な年齢の方にご参加いただける取組として、楽しみながら消費喚起、消費拡大につながったものと考えております。

次に、さかきのお店応援券事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内飲食店・小売店などの事業所の支援及び地域における利用促進と消費喚起を促す取り組みとして実施しております。町内の応援券取扱店において、利用可能な応援券を、町民1人当たり2千円分を世帯主に支給し、10月1日から来年1月31日までの利用期間として実施しております。

12月3日現在の応援券の換金状況ですが、55事業所からの換金申請があり、2万5,178枚、1,258万9千円の利用をいただいております。

事業を開始した10月以降、スタンプラリーとの相乗効果もあり、多くの方に利用いただいている状況であります、利用期間の来年1月31日までに残すことなく利用いただけるように、再度周知を図ってまいりたいと考えております。

スタンプラリーは、昨年の実績より2倍以上の利用となりました。また、応援券も順調に利用いただいている状況であります。この両事業を同時期に実施したことにより、相乗効果とともに、低迷する消費に対してカンフル剤になったものと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス対策事業に対する評価についてであります、当町における

支援策の創設にあたっては、国や県をはじめ、町商工会、さかきテクノセンターなどの関係機関、また、町内の金融機関など、様々な分野・業種における支援機関との意見交換や情報収集を行い、各機関と連携して新型コロナウイルス対策事業を実施してまいりました。町内事業所からも、各種団体における会議や新型コロナ対策事業の説明会など、機会があるごとに、直接、経営状況や今後必要とする支援等についてお聞きをし、町で実施する支援策などに反映してきたところであります。

また、町で実施する支援策につきましては、国や県で行う支援策と重複しないよう精査し、補助額などの規模は小さいながらも、中小零細企業を中心に、事業の継続と経営の安定、雇用の維持・確保につながる補助金、助成金の制度や融資制度などの創設に努めてまいりました。

昨年度から実施しております新型コロナウイルス対策事業は、利用件数の多い少ないはありますが、その制度を利用した事業所においては、このコロナ禍の厳しい経営状況の中で有効な制度であったと考えますし、それぞれの支援策は効果的に利用いただいたものと考えております。

新型コロナウイルス感染症の終息ははまだ見通すことはできませんが、ウイズコロナ、そしてアフターコロナを見据え、今後も町内事業所が必要とする支援策を適切に見極めて、国や県、支援機関などからの情報収集と共有を行い、連携を図りながら、町内事業所の事業継続や発展などにつながる支援策について検討してまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長より答弁いただきました。

事業所の支援につきましては、ほかの自治体と比べましても、きめ細やかな支援を行っている中で、利用頻度の差がある中でも、どの補助事業、支援事業とも事業所に利用されており、中には募集を上回る補助事業があるということで、しっかりと町内企業の支援になっているのではないかと思います。

また、給付金につきましては、各事業所の経営上の判断により、申請するところとしないところがあってしかりだと思われまます。飲食店は、時短営業の解除により、20時以降の営業や宴会等の集客もできるようになり、さらに応援券事業やスタンプラリーの効果もあり、お客様は増えてきましたが、夜の消費者の利用は鈍いようで、元に戻るには時間がかかるのではないかと考える経営者もおられます。

町としての評価にもございましたが、こうした状況を見ましても、コロナ禍において経済状況や町の財政、また国や県の交付金などを駆使して町内事業所への支援を行ったことは、今後の有事のときにも生かされることではないかと思うところでございます。

しかし、まだコロナ禍でございます。景気や人流の回復、また、地域経済の復興までもう一踏ん張りの状況でございます。平時に戻るまで厳しい経営等が続くと思われまますので、引き続きの支援と柔軟な対応をお願いいたします。

イベントにつきましては、2年間できなかった様々なイベントの中でも、坂城どんどん、ばら

祭り、これらの開催にも感染対策をしながら開催できる運びになりましたら、大いに盛り上げていくためにも、準備をする各区、分館等にも十分な予算と協力体制で対応していただければと思う次第でございます。重ねて、各区会、分館、そして育成会などでも感染対策をしながら、意欲的に地域独自のイベントを考えておられるところや役員の方々もおられます。こうした地域や分館に対しましても、町として協力していただければと思うところでございます。

花火大会ですが、コロナ禍だからこそできたと思いますが、新型コロナウイルス感染症対策において、子ども達は、学校に行けない時期や諸行事も中止になったり、貴重な学業の時間ができなかったその世代に向けて、また、その花火を楽しみに家から見る家族もいます。坂城大橋をはじめとする町を結ぶ5本の橋の上で見える人もいます。十六夜観月殿で見える人もいます。葛尾城址や和合城址に登って見る人もいます。密をつくらぬように、様々なところで工夫して町で上がる花火の鑑賞をしておられる。そして、このコロナ禍を共に戦っている町民の皆様のためにも、ぜひとも続けていただきたいです。

それでは、次の質問に入ります。

2として、交通インフラ整備についてでございます。

先日、国道18号バイパスの網掛地区改良工事の現地視察を、総務産業常任委員会と地域交通網対策特別委員会合同で行ってまいりました。

昭和36年に、現在の千曲市より運動が始まってから60年余り、そして、事業化から10年、少しずつですが、工事が進んでまいりました。

また、新工業団地につながりますインター先線、A09号線も令和5年度完成予定、そして、役場につながります橋梁工事も施工されているところであり、これから坂城町は交通インフラ整備が本格的に進んでくると期待するところでございます。

その中で、今回は特にA01号線の産業道路についてお聞きします。

この産業道路を利用する人は大変多いのではないのでしょうか。時が進むにつれ、産業道路沿線には民家や事業所も増え、また、その事業所も大きくなってきており、運搬するトラックも2トンから20トンの大型車が通行するほどの、文字どおり産業道路となっているところです。

しかしながら、ものづくりのまち坂城としての道としては、20トンの大型トラックの往来や、また、通勤時間帯には普通車でのすれ違いの困難な場所もございます。そして、通学する子ども達は、雨の日などは歩道から傘が道に出て車に当たりそうな区間もあり、大変危険だと保護者からの声もございます。

そんな中、最近では若草橋の架け替え工事も終了し、いよいよ拡張工事への進捗の期待が高まるばかりでございます。

このA01号線産業道路のこれまでの整備実績と今後の整備計画について、以上、イについてお聞きいたします。

建設課長（関君） 交通インフラ整備について、イ、A01号線についてお答えいたします。

町道A01号線産業道路の拡幅につきましては、当初、南条鼠地区から北に向かって、国道路局の交付金事業を活用して道路改良事業に取り組むと同時に、街路事業として都市局の交付金事業を活用して、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に向け、道路改良工事に取り組んできた経過がございます。

現在では、平成19年度から事業着手している南条小学校東側付近の金井工区と、平成25年より事業着手している若草橋以南の酒玉工区の2工区につきましては、社会資本整備総合交付金事業として統合された国の交付金事業により、車道幅員4.5×2の9メートル、両側に歩道幅員3.5メートルの全長16メートルの道路として、道路改良事業を進めているところでございます。特に、酒玉工区につきましては、A01号線道路改良事業の大きなポイントとなります、谷川に架かっております若草橋の架け替え工事が完了となりました。

今年度発注を予定している終点部の一部を除きまして、大口交差点までは道路拡幅工事がおおむね終了いたしましたところでございます。現在は、事業完了に向け、現道との取付けなど最後の調整を進めているところでありまして、改めて地権者をはじめとする関係の皆様へ感謝申し上げる次第でございます。

酒玉工区につきましては、事業完了の目途が立ったことから、本年度より、金井工区と酒玉工区間の一部を新たに保地工区として事業着手し、今年度は実施設計業務を発注しておりまして、8月には地元の皆さんを中心に地権者説明会も開催したところでございます。現在は、詳細な道路線形を決定するために、A01号線に取り付く各町道につきまして、長野県公安委員会へ交差点の協議を行っているところでございまして、その回答を待つて道路線形（案）が決定した後に、第2回目の地権者説明会を開催していきたいと考えております。

いずれにしましても、国の交付金を最大限活用する中で、まずは南条地区の未整備区間の早期完成を目指しているところでございます。

坂城地区の産業道路の道路改良につきまして、まずは改良している南条地区の幹線を接続させた上で、一日も早く着工し、安心、安全な幹線道路を目指してまいりたいと考えているところでございます。

5番（中島君） 担当課長より答弁いただきました。

長きにわたり、産業道路は地域の皆様、また地域産業にとって大変利用度の高い道路だと思えます。利用する皆様をはじめ、事業所の経営者の方々からも、この道路の早期の拡幅、拡張を望む声は高まるばかりでございます。そのためにも、産業道路の通学のための安全確保、また通勤ストレスの緩和、さらには、地域産業の流通の向上のため、我々も共にこの課題に取り組んでいかなければならないと思う次第でございます。それには、やはり沿線地域の方々のご理解とご協力が必要でございます。

そして、文化センター北側交差点より坂城方面への早期の事業化も待たれるところでございますが、これにはやはり国や県、町の予算が大変関係してくるものと思います。地域産業を中心に、確実に国や県に納税している当町でありますから、国や県へのパイプをつなぎ、しっかりと予算をもらってきて、そして、地域の交通インフラ整備を加速させるためにも、共に取り組むべき課題だと思います。それにより、生活道路の利便性、また、町内企業や産業のさらなる発展へとつながるものと思います。

まとめとしまして、今は落ち着いてきている新型コロナウイルス感染症ですが、しっかりと対応しながら貴重な経験を生かし、引き続きの感染予防をしながら安心、安全な日常生活が送れますよう、そして何より、来年はよい年になることを願って、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 2時06分～再開 午後 2時17分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 祢津明子さんの質問を許します。

4番（祢津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、循環型社会の形成に向けて。

坂城町第6次長期総合計画にもありますように、持続可能な社会の実現のため、地球規模の問題かつ身近な問題である廃棄物適正処理と3Rの推進をはじめとした環境負荷低減のための取り組みを推進し、循環型社会の形成を目指すことが今後重要です。

そこで、これからの循環型社会の形成に向けて順次質問いたします。

イとして、ごみの現状について、4点お伺いいたします。

1点目として、近年の可燃、不燃、資源物の排出量の推移はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、町民1人1日当たりのごみの排出量はどのようになっているのでしょうか。また、他市町村と比較してどのようになっているのでしょうか。

3点目として、年間ごみ処理経費の平成30年から令和2年度の年度別推移と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

4点目として、町民1人当たりのごみ処理経費の金額はいくらでしょうか。

次に、一般廃棄物に占める割合の大きい家庭系ごみの中には、プラスチック製容器包装をはじめ多くの資源化可能物が含まれています。資源化可能物の再資源化を社会的に進めるには、環境への負荷軽減するためではなく、ごみ減量化を通じた収集の効率化にも大きく貢献するとされています。そのためには、ごみ減量目標や環境に配慮し、住民、地域社会、行政の連携した取り組みを確立することが求められています。

2022年4月から、プラスチック資源循環促進法というリサイクルを促進するための法律が

施行される予定です。この法律は、プラスチックを扱う事業者や自治体が、3Rプラス・リニューアブルを意識した仕組みづくりをすることで地球への環境保護につながり、持続可能な社会を目指すための法律です。

リデュース、ごみの発生を減らす。リユース、使い捨てにせず繰り返し使う。リサイクル、貴重な資源として再利用する。リニューアブル、再生可能な資源に置き換える、の4つです。

そこで、ロとして、ごみ減量化・資源化について4点お伺いいたします。

1点目として、ごみ減量化・資源化の必要性をどのようにお考えでしょうか。

2点目として、今後、町のごみ減量化の数値目標はどのようになっているのでしょうか。

3点目として、ごみ減量化や3Rについての具体的な取り組みはどのようなものなのでしょうか。

4点目として、長野県知事表彰の令和3年度循環型社会形成推進功労者表彰を受賞された坂城町ごみ減量化推進委員会の活動内容と今後の支援はどのように行っていくのでしょうか。

次に、長野広域連合では、ごみ処理広域化基本計画に基づき、既存のごみ処理施設を集約し、安全に配慮し安定した稼働ができるごみ焼却施設の整備を進めてきました。仮称B焼却施設も台風19号の被害、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり延長していましたが、12月1日より名称も新たに「ちくま環境エネルギーセンター」となり試運転が始まりました。

そこで、ハとして、ちくま環境エネルギーセンターの稼働に向けて3点お伺いいたします。

1点目として、ちくま環境エネルギーセンター稼働に伴い、ごみの出し方の変更点、注意点はどのようなものなのでしょうか。

2点目として、変更点など、町民への周知の方法はどのように行っていくのでしょうか。

3点目として、今後、経費負担はどのようになるのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

住民環境課長（竹内君） まず、イのごみの現状について、順次お答えいたします。

近年の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の排出量の推移でございますが、平成30年度から令和2年度までの排出量は、可燃ごみが平成30年度4,202トン、令和元年度4,235トン、令和2年度が4,060トンでありました。

可燃ごみは、ここ数年、ほぼ横ばい傾向で推移しておりましたが、令和2年度は事業系可燃ごみが大きく減少し、令和元年度と比較して175トンの減少となりました。これは、コロナ禍による経済活動の自粛・停滞の影響によるものと推測されるところであります。

次に、不燃ごみにつきましては、平成30年度163トン、令和元年度168トン、令和2年度が184トンと、年々増加傾向となっております。

資源物につきましては、平成30年度572トン、令和元年度552トン、令和2年度が514トンと、こちらは年々減少が続いております。

続いて、町民1人1日当たりのごみの排出量につきましては、日々排出し、一番身近である家庭から排出される可燃ごみでお答えいたします。令和2年度の家庭系可燃ごみの総搬出量は2,

455トンで、毎月人口異動調査の人口1万4,110人から算出いたしますと、1人当たり、年間174キログラム、月に14キログラム、1日にすると477グラムでございました。

他市町村との比較では、長野広域連合のごみ処理関係8市町村のうち、排出量が一番多い状況となっております。

また、県内では77市町村中、多いほうから13番目となっております。

続いて、年間ごみ処理経費の平成30年度から令和2年度の年度別の推移と今後の見通しについてであります。ごみ処理関連経費としてのごみ収集用指定袋の作成費、収集運搬処理費等の業務委託費と、葛尾組合、長野広域連合への負担金等を含めた塵芥処理一般経費の決算額は、平成30年度2億2,051万1千円、令和元年度2億1,570万2千円、令和2年度が2億5,513万5千円となっております。

また、今後のごみ処理関連経費の見通しであります。可燃ごみは長野広域連合の焼却施設へ移行いたしますので、葛尾組合への負担金は減ってまいります。一方、長野広域連合への負担金については、施設全体の管理運営に係る負担に加え、施設整備に係る償還金等の負担も加わり相応の負担となっております。ごみ処理経費全体としては、今後も同水準で推移することが見込まれているところであり、ごみの減量化・資源化の促進によって、ごみ処理経費を抑制することが、より重要になると考えるところでございます。

次に、町民1人当たりのごみ処理経費の金額であります。先ほどの令和2年度のごみ処理関連経費決済額から算出いたしますと、1人当たり、年間約1万8千円となっております。

続きまして、口のごみ減量化・資源化についてお答えいたします。

まず、ごみ減量化・資源化の必要性についてであります。町内において出される廃棄物につきましては、町民の皆さんのご理解とご協力により、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物にきちんと分別され処理がされているところでございます。

私たちの社会がこれからも持続的に発展するためには、これまでの消費型のスタイルを見直し、環境への負荷を低減し、限りある資源を繰り返し活用する循環型社会の実現や、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが求められております。

また、長野広域連合の関係市町村として、最終処分場を今後長年にわたって使用していくためにも、ごみの排出量を減らすことが必要であり、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化・資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の町のごみ減量化の数値目標でありますが、町では適正な廃棄物処理を図るため一般廃棄物処理基本計画を定めており、現在の計画は令和3年度から令和7年度までの5年間のものであります。計画の中では、ごみの減量目標について、家庭系可燃ごみ、事業系可燃ごみとも5年間で10%削減すると設定しており、具体的には、令和7年度には家庭系可燃ごみが245トン減の約2,200トンに、事業系可燃ごみが161トン減の約1,440トンとする

よう取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、ごみ減量化や3Rについての具体的な取り組みであります。町では資源物の分別収集をはじめとして生ごみ処理機の購入費用の補助、サンデーリサイクルの実施、使用済小型家電の無料回収、紙類リサイクルボックス設置による資源物収集の促進、また、町内3小学校の4年生を対象とした環境学習のほか、全区を対象としたごみの減量化・資源化懇談会の実施など、ごみの減量化・資源化促進のための情報提供と啓発活動などに取り組んでいるところであります。

また、町ではSDGsを推進するための各施策や事業に取り組んでいるところであり、ごみに関する様々な問題解決に資するごみ減量化・資源化に関しましても、町民の皆様のご協力をいただく中でさらに推進し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、坂城町ごみ減量化推進委員会の活動内容であります。主に生ごみの減量化・資源化のため、町と連携して取り組んでいただいているところであります。この推進委員会は平成22年度に発足し、これまで町内各地区へ出向いて段ボールコンポストを使った生ごみ堆肥化の実演を行うなど、資源化の推進にご尽力いただいております。このたび、循環型社会形成の推進における功績が認められ、県知事表彰の令和3年度循環型社会推進功労者表彰を受賞されました。現在は9名の皆さんが活動されており、今後、より多くの方に参画いただく中で活動を強化していければと考えているところであります。町といたしましても、引き続き財政面をはじめ運営補助を通じて同会の活動を支援するとともに、推進員さんのご協力をいただきながら、ごみの減量化・資源化の施策に取り組んでまいります。

続きまして、ハの、ちくま環境エネルギーセンターの稼働に向けてについてお答えいたします。

千曲市屋代地区の長野広域連合「ちくま環境エネルギーセンター」は、施設規模では1日に最大で100トン焼却できる能力があり、千曲市と坂城町の可燃ごみ全量と長野市の一部地域分を処理する施設となります。また、来年6月の稼働の後には、環境学習のための設備や余熱を利用した施設も一般の方の施設利用が可能となります。

ちくま環境エネルギーセンターは、今月1日から試験運転によるごみの受入れを開始しており、来年6月の本稼働後も、町民の皆さんが地区の収集所へ燃えるごみを出す方法には変更はございません。

ただし、可燃ごみを直接持ち込む場合は、これまでの葛尾組合の場合と異なり、受入日が月曜日から土曜日まで、午前は8時30分から11時30分まで、午後は1時から4時30分までとなりました。なお、土曜日は午前みの受付となります。

次に、処理料金につきましては、来年5月31日までの試験運転期間中はこれまでと同じ料金であります。本稼働以降の料金については、可燃ごみ10キログラムごと170円と決定したところでありますので、町民の皆さんには、今後、広報、町ホームページ等でお知らせをさせていただきます。

また、ちくま環境エネルギーセンターには粗大ごみの破砕機が設置され、葛尾組合では受入れができなかった可燃性の粗大ごみも受入れできるようになったとのことでございます。

次に、稼働後の変更点など、町民の皆さんへの周知方法につきましては、昭和43年から約半世紀にわたる葛尾組合でのごみ焼却が終了し、新たな焼却施設へ移行することを、ごみに関心の高まる機会と捉え、8月から11月にかけて町内全域を対象に、新焼却施設の説明会及びごみ減量化・資源化地区別懇談会を開催いたしました。コロナ禍ではありましたが、各区長さんにご尽力いただく中、24地区で開催し、合計376名のご参加をいただきました。そのほか、広報さかきや町ホームページ、防災行政無線、すぐメール等で広くお知らせをしているところであります。

最後に、今後の経費負担はどのようになるかのご質問でございますが、廃棄物の処理費用は関係市町村の人口のほか、ごみの排出量に応じて負担割合が決まりますので、ごみを減らすことは、ごみ処理費用の削減につながってまいります。

環境への負荷を減らすことに加え、限りある資源の有効活用や処理費用の削減のためにも、町民の皆様のご協力をいただきながら、引き続き循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化・資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 担当課長よりご答弁いただきました。1点、再質問させていただきます。

可燃ごみの中でも、水分を含んだ生ごみ対策が今後大きな課題になると思います。コンポスト等で肥料化を推進していますが、荒廃地を利用し生ごみを堆肥化し、それを販売するなど、積極的な生ごみの再利用を推進していく必要があると思いますが、町の生ごみ対策はどのようにお考えでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。

生ごみ減量化の取り組みについてであります。町では家庭からの生ごみの減量化・資源化のため、町民の皆さんが生ごみ処理機及び堆肥化容器等を購入する費用に対して購入費用の2分の1以内で補助を行っており、平成29年度からは補助限度額を5万円に増額して普及に努め、令和2年度は20基に対して補助を行いました。対象となるものは、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器、EM容器、その他生ごみの減量または資源化効果の得られる処理容器等でございます。そのほかにも、家庭でできる段ボール箱を使ってできる段ボールコンポストによる堆肥化を推奨しており、先ほども触れましたように坂城町ごみ減量化推進委員会の皆さんと連携し、各地区へ出向いて生ごみ堆肥化の実演を行うなど、資源化の推進に努めているところであります。

また、生ごみの水切りや食品ロスについてなど、ごみ減量化に関する内容を広報や町ホームページに掲載し、周知を図っているところでございます。

町といたしましては、今年度、町内全地区を対象に新焼却施設の説明会と併せて開催した、ごみ減量化・資源化地区別懇談会におきましてもご紹介をさせていただき、ごみの減量化・資源化

促進のための情報提供と啓発活動に努めたところであります。引き続き、町民の皆さんのご協力をいただきながら、生ごみ減量化の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 担当課長よりご答弁いただきました。

徳島県の山間にある上勝町は、2003年に日本の自治体として初めて「ゼロ・ウェイスト宣言」を提唱された町です。ゼロ・ウェイストとは、無駄・ごみ・浪費をなくすこと。廃棄物をどう処理するかということではなく、そもそもごみを出さないというような暮らし、社会をつくろうという考え方です。上勝町には、町には1つだけあるごみ収集場に自分でごみを持ち込み、13種類45分別に分類して、できる限り資源化する。生ごみはコンポスター堆肥化容器を利用し、各家庭で堆肥化をしているとのこと。上勝町のリサイクル率は80%を超えています。日本の全国平均は19年度のデータで19.6%、OECD加盟国全体の平均が34%であることから考えれば驚異的な数字だと思われま。上勝町では今後、ごみの排出量を根本的に減らすサーキュラーエコノミー、循環型経済の構築に力を入れていくとのこと。

日本には昔から「もったいない」という言葉があつて、物を大切にするという精神が根づいてきたと言われてい。しかし、高度経済成長を経験した日本は、その言葉も精神も忘れてしまったかのように、いつしか物をどんどん使い捨てるようになってきてしまいました。もう一度その精神を思い出し、住民にとって苦痛にならない、楽しみながらごみを減らし、生活を豊かにする、町と町民が手を取り合い、よりよい町と暮らしをつくっていきたいと思つてい。

次に、2、デジタル化社会に向けて。

総務省では、行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化を進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々と、そうでない方々のデジタル格差の解消が重要な政策課題としてい。内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、各地域の実情を踏まえつつ、助けを必要とする人に十分な支援が行き渡るようにすることが急務です。このように政策課題に対応し、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現することは今後極めて重要であり、2020年12月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針においても「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられてい。

そこで、イ、デジタルデバインド（情報格差）について2点お伺いいたします。

1点目として、今後、マイナンバーカード普及促進、電子交付、支払いなど、デジタル化が進む中で生じてくるであろう情報格差に対し、町としてどのような問題意識を持っているのでしょうか。

2点目として、通信業者とのタイアップなどで講演会を広く行える環境等の整備が必要だと思つてい。町のお考えはどのようなものなのでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま柗津議員さんから2番目の質問としまして、デジタル化社会に向けてと

ということで、イのデジタルデバイドについてご質問がありました。

国では、今年9月にデジタル庁が創設されまして、人口減少、少子高齢化社会において、デジタル技術の活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、デジタル改革基本方針や重点計画も示され、生活、行政、産業のあらゆる分野においてデジタル変革が推進されております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために始められた新しい生活様式では、社会生活に大きな変革をもたらし、特にICTを活用した生活様式のデジタル変革が急速に進んでおります。

内閣府の第5期科学技術基本計画に提唱されました「Society 5.0超スマート社会」とは、「必要なものやサービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」と定義づけられております。

そうした中、地元の坂城高校におきまして、1人1台端末やAI活用型学習アプリなど、デジタル学習教材を用いて1人1人の学習の進捗状況や特性などに応じて対応できる個別最適な学びに取り組み、生徒達の学力向上や意欲が高まるなどの効果が現れ、デジタル庁が表彰するデジタル社会推進賞の最優秀賞であるプラチナ賞を受賞し、大変栄誉なことであると感じております。

また、町内の小中学校におきましては、GIGAスクール構想を推進し、昨年度には児童生徒1人1台端末や、環境も整えてまいりました。

坂城小学校6年生は、こうした環境を早速活用し、自分達で考え、自分達で機器を操作し、町をPRする動画を作成し、今年のふるさとCM大賞に応募いたしました。こちらも大変すばらしいチャレンジであると考えております。

なお、応募しました5作品のうち、1作品が12月5日の最終審査に進み、司会を務めた芸能人の藤森さんの名を冠した藤森賞を受賞いたしました。

こうしたデジタル化を推進しSociety 5.0に向かう社会では、これまで個性や多様性、地域間などにより生まれていた様々な違いをデジタル技術により解消することを目指しております。

その一方で、機器の操作が分からない、デジタル技術に触れることに抵抗感があるなどといったことから生まれる情報格差に関しては、デジタル社会への移行が進まない方々への配慮が必要だと考えております。

町では、これまでも防災行政無線やすぐメールなどを通じての情報の発信、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」の提供など、新たな取り組みを行う際には、説明会の開催や丁寧な相談対応などに努めるとともに、小中学校におけるGIGAスクール構想やインターネットを活用した

授業の推進の際には、各家庭におけるインターネット環境の状況にも配慮した対応をまいりました。

今後におきましても、行政においてはデジタル化を進めることで住民の利便性の向上を図るとともに、行政の事務の効率化等も推進し、これまで職員の費やしていた時間を、より一層デジタルへの対応が難しい方や直接の支援が必要な方への対応を充実し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指してまいりたいと考えております。

また、講習会を広く行える環境等の整備につきましては、これまでもスマートフォンの基本的な操作や、そこからさらに進んだ操作などについて、国の支援を受けて通信業者などが行う講習会等の開催情報につきましては、広報さかきなどを通じてお知らせしております。

また、マイナンバーカードの申請やマイナポイントの申込みにつきましては、役場庁舎に専用の端末を用意し、出張相談会を開催するなど対応してまいりました。申込みの際には、それぞれの手続のみにとどまらず、関連したスマートフォンの使い方やそれぞれのアプリの操作などについても職員が分かる範囲で相談に応じるなど、デジタルに対して疎外感を感じることがないように心がけております。

また、商工会が実施している「まちゼミ」においても、パソコンやスマートフォンの操作方法に関する講座なども開催するなど、町内の様々な団体や事業所等においてもデジタル化を推進する動きが出ており、そうした講座は人気があると伺っております。

今後も、国の行うICT機器等の利用方法を学べる環境づくりを推進するデジタル活用支援の動向を注視するとともに、身近な相談体制や講習会について、関係機関と連携するなどといった対応も含め、検討してまいりたいと思いますし、何よりも今年度からスタートしました第6次長期総合計画の基本的なテーマはSDGsの達成とデジタル化の取り組みということでありますので、これからも力を入れてやっていきたいと思っております。

4番（柗津さん） 町長よりご答弁いただきました。

総務省では、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を達成するためにいろいろな機関と連携し、国民運動として若い世代が高齢者に教えることや、高齢者が気軽に何でも相談し合い、教え合えることができる場の提供といった幅広い取り組みや、令和4年度以降は携帯ショップのない市町村への講師派遣を含め、毎年度約5千か所で約30万回の講習会を開催し、令和3年から7年度の5年間で延べ1千万人の参加を目指しているとのこと。

また、愛知県の東浦町では、総務省のデジタル活用支援促進事業を活用し、教材、人件費などの補助を受け、地元ケーブルテレビと協力し、高齢者初心者向けスマートフォン教室を開催し、大変好評だったとのこと。当町でも、このような国の対策や予算をしっかりと活用して、デジタルデバイド（情報格差）解消に向け、お力添えをいただきたいと思っております。

最後に、私たち議員の任期も、あと1年数か月となりました。今までを振り返ると、過去に経

験したことのない台風災害、コロナウイルス蔓延など、誰にも正解の分からない問題がたくさん起こりました。その中で感じたのは地域力の重要性です。公助、共助、自助の共助の部分です。親子の関係が縦の関係ならば、友人、仲間は横関係、そして地域は斜めの関係だと私は思います。これからは、この斜めの関係がキーポイントになるかと思います。2022年は地域コミュニティというものにちょっとスポットを当て、縦、横、斜めで、より強固な関係づくりができる提案をしていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時51分～再開 午後 3時01分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） 議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、今日の一般質問の最初は、当町でもふるさと納税をやっているわけですが、このふるさと納税という、名前は納税ですけど、法的には寄附という形で、自分の住んでいない他町村への寄附を行って、それで自分が住民サービスを受けている自分の町へ支払うべき住民税を控除してもらおうというシステムなわけで、寄附を行うことによって税の控除がなされる、税を払わなくても済むという、ちょっといかなものか、不思議なシステムになっているんじゃないかということで町の見解をお聞きしたいというのが、まずイの一番最初の論点であります。町の見解をお聞きする前に、私のほうで、ふるさと納税というシステムが少々問題あるんじゃないかということで、ここで見解を問う前に私のほうの意見を述べさせていただきます。

まず、ふるさと納税なるものがある出だしは、自分が都会に出てきて、一旗上げてお金ももうかったということで、自分のもうかった分をふるさとに寄附しようという、それ自体はなかなか美しい話なわけですが、それで他町村ですよね、自分のふるさとに限る必要はないわけですが、そこへ寄附をすると、自分が住民サービスを受けている、自分の住んでいる行政へ税を払わなくても済むと。限度額とかいろいろな制度はあるわけですが、早い話がそういう話になっているわけです。そのふるさと納税ってちょっとおかしくないですかというのを聞いただけで、今、言ったような説明だけでもかなりおかしいなという感じはするんですけど。

もう一つ、本質的に寄附というものはどうあるべきか、それから、じゃあ税というもの、住民税が主ですけど、その税というものはどういうものか、それをちょっともとのもとから、根源のところから考えてみたいと思って、今回、これを提起したわけです。

寄附するというのは、寄附する人のことはドナーといいますよね。今じゃ、日本では移植のと

きに自分の臓器を人に提供するという事でドナーになるわけですが、そのドナーという言葉の語源のところはDON——ドンという言葉です。これは、インド・ヨーロッパ語の源になっているサンスクリット語でドンで、これ、提供するとか、くれてやるという意味です。それが仏教に乗かって日本にやってくるとドンがダンに変わって、何でもかんでも気前よくくれてやる人間が旦那になるわけです。それで、お寺さんにくれてやる人、寄進をする人は檀家ということになるわけです。

この言葉がずっと西のほうへ行って、スペインまで行ったら「ドン・キホーテ」になるわけで、そのドンというのはキホーテ様、キホーテ殿という意味です。ドンというのは今でもそうですね、坂城町のドンとか、おられるかどうか分かりませんが自民党のドンとか、いろいろドンがおられますけれども、このドンさんの機嫌を損ねると非常に具合が悪い、このドンさんが生殺与奪の権を持っているということで、非常に危険だということでDONがDANに変わってデンジャーという言葉が生まれ、デンジャラスな存在と。

ここで分かるように寄附というものは、一部そのところに、最初は美しそうに見えるんだけど、どうも社会構造として権力構造を生み出す、そういう源になっているんじゃないかと。ドンがNがMに変わればドミネイト、まさに支配するという言葉に変わっちゃうわけです。ドミナントというのが形容詞ですけども。

それに対して税というのは、自分が分相応に稼いだもの、その中から、この国をみんなで支えていこうという形で、それをみんなが集めて出すもの。日本では701年の大宝律令の時代に租・庸・調という名前でもう始まっています。そうやって日本を全員で支えていこうというのが税です。

その税というものと、権力関係を生み出すような形での寄附、ドネーション、ドナーというようなのは、一緒くたにできる代物じゃないだろうと。それを一緒くたにしてやっているのが、このふるさと納税なるものです。必ずどこかでゆがみが生じます。それで、日本の場合は寄附した、くれてやったと、おれは旦那だと言っても、実はそこに返礼品なんかがつっいちやって、それじゃ、まるでショッピングまで一緒に合算されて、寄附だ、税だ、ショッピングだ、これが一緒くたになったのが、このふるさと納税なるものだと私は考えております。町のほうではどのようにお考えなのか。

これは、イというところですか。

それで、口で、そうはいつでも国の制度であり、もう坂城町もやり始めちゃった以上はやらざるを得ないだろうと、これからすぱともうやめようなんていうことは、私も言うつもりはございません。

ただ、こういう職員の方々に多大な仕事を押しつけるようなタイプの物売りのようなことは、少しずつ抑制的にこれから取り組んでいくべきじゃないかというふうに考えて、口のほうです、

これから聞きたいのは。

ロがいくつもあるんですが、1番として、寄附総額、それから返礼品を含めた経費、それから他市町村への当町からの寄附によって当町の住民税——住民税だけじゃないと思いますけれども——税収のマイナス分はどのくらいあるか。

2番として、過去5年間の寄附申出の件数と金額の推移。

(3)番として、返礼品及び返礼品事業者について。

制度そのものは、先ほど言いましたように、いかにもおかしくないかとは思いますが、それは国がやってよろしい、どうぞとって当町も始めてしまった以上は、ここの返礼品という部分については、いい加減なものを出したら当町の名誉に関わると。例えばぶどう、本当に坂城のぶどうはおいしい、りんごはおいしい、それで寄附をした、それが届いたら腐っていたでは、やっぱり困るわけです。そこで、返礼品だけはきちっとやろうと、当町の名誉にかかわるということで、まず返礼品については、①として、令和2、3年の返礼品の実績はどのようなものか。

②番として、過去5年間の事業者数はどのように推移しているか。そして、その事業者を選ぶときの選定基準、あるいは選ぶ際のその決め方はどういうふうになっているか。

③番目として、ふるさと納税事業、これには寄附をする人、その人が使うポータルサイト、それから返礼品の事業者、こういう方々が関与するわけですけども、その人達に対して坂城町がどのような形でどのくらい関与するのか、その状況を知りたい。

④として、返礼品に対しての寄附者の反応。それがいい反応もあれば、文句を言ってくるようなタイプのクレームなどが来るとは思いますけども、どのようなものがあって、それに対して対応はどのように行われているか。

最後、⑤番として、全く返礼品は要らない、返礼品なし、寄附のみというふるさと納税は、果たしてこの町にはあるのかどうか。

まず、そこまでを1番としてお聞きしたいと思います。

町長(山村君) ただいま栗田議員さんから、ふるさと納税についてご質問ありました。私は、伊の制度についてのご質問にお答えしたいと思っております。

何か10年前の議論を聞いたような気がして、もう議論は尽くされたというふうに思っております。私が町長になって来たとき、そのときには、ふるさと納税はもうもちろんありました。平成20年から始まっていました。ただし、同僚の議員の方からも何回も質問されたんですけども、寄附を受けて何かお返しやるというのは、何か変じゃないかと、基本的な寄附の精神に反しているんじゃないかということで、私は当初、それはおかしいというふうに行いませんでした。

しかしながら、よく調べてみると、坂城町に——今、栗田さんの質問にもありましたけども——返礼品なしで純粋に寄附だけという方もそのときもありまして、たしか30万か40万ぐらい、純粋な寄附だけの方、いらっしゃいました。けど、ちょっと待てよと、坂城の人がほかの

ところに納税して返礼品をもらっているのはどのくらいあるのかと調べたら、400万円、外へ出ていたわけです。ですから、これはぐずぐず言ってもしょうがないと。要は防衛的な面もあって、法が整備されているので始めましょうということで始めてきました。

後ほど詳しく説明がありますけども、ちょっとその経過も含めてお話しします。

初めに、現在、日本全国の各自治体が行っておりますふるさと納税制度、これは平成20年度から国により導入されました。この制度は、平成19年度に総務省のふるさと納税研究会において、「多くの国民が地方で生まれ、教育を受け、やがて進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をするが、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があってもよいのではないか」という意見が出されました。

また、地方の市町村からは、首都圏に人口が集中し、地方の人口減少が進む中、地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕組みができないか。生涯を通じた受益と負担のバランスを取るべきではないかとの意見を踏まえて、ふるさと納税の在り方について検討され、創設されたものでございます。

ご質問の、住んでいる自治体へ納めるべき税を控除するシステムにつきましては、平成20年度のふるさと納税制度が創設される以前から、市町村に対する寄附は行われており、その行為に対し、平成5年度の国の税制改正において、地方公共団体に対する寄附金は地域の公益増進に資するもので、地域づくりの担い手である地方公共団体への寄附を奨励することは必要性が認められるとして、所得税に加え、個人住民税の所得控除の対象とされました。これが平成5年。

また、ふるさと納税研究会ではふるさと納税の構築に当たり、「国と地方公共団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たすこととし、国税である所得税と、地方税の個人住民税の双方を控除の対象とすることが適当である」とされたところでございます。

個人住民税につきましては、同じ自治体に住み、同じ行政サービスを受けている者の住民税が、寄附の控除により異なる事態は許容されるのかなどが検討され、一定程度の範囲内であれば許容されるとの考えが示されております。この考えに基づきまして、ふるさと納税の寄附金の限度額について、ふるさと納税を行う方の給与収入や家族構成により年間の上限額を定めることで、高額な寄附行為で、本来納付すべき市町村の税収が極端に減少することがないように制度設計がなされております。

町といたしましては、このような国による検討結果を踏まえ、構築された制度・システムであり、寄附者の市町村への思いが反映され、返礼品の提供事業者の収益にもつながり、自治体の創意工夫がもたらされる大変有意義な制度であると考えております。

企画政策課長（大井君） ふるさと納税についてのご質問の口、町の現状について、順次お答えをいたします。

当町は、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートいたし

ました。その後、28年度に町内事業所のご協力をいただく中で、町の様々な特産品を返礼品として用意し、インターネット上のポータルサイトを通じた寄附金の受付など、全国から寄附を受けやすい仕組みを整え、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形としてまいりました。

ご質問の令和2年度における寄附総額につきましては、1億8,926万1千円、返礼品を含めた経費は9,244万4千円、他市町村への寄附による税収のマイナス分は845万2千円で、他市町村への寄附額を大幅に上回る寄附をいただいております。

また、過去5年間の寄附申出件数と金額の推移は、平成28年度は寄附件数1,567件、寄附額2,846万円、29年度は1,853件、4,558万8千円、30年度は3,683件、7,979万4千円で行いました。令和元年度は6,202件、1億4,857万2千円、2年度は9,549件、1億8,926万1千円で行います。

次に、返礼品の実績として主なものは、令和2年度の一番多かった返礼品がシャインマスカットで6,976件、次いで牛肉が1,070件、3番目にナガノパープルで826件で行いました。今年度は、11月末現在で一番多い返礼品がシャインマスカットで9,603件、次いでナガノパープルで1,062件、3番目に牛肉で918件で行います。

続いて、過去5年間の事業者数の推移は、それぞれの年度で返礼品協力事業者としてポータルサイト等への掲載のあった事業者数は、平成28年度が18事業者、29年度は20事業者、30年度は17事業者、令和元年度は21事業者、2年度は24事業者で行います。この協力事業者の選定基準につきましては、町のふるさと納税寄附金返礼品協力事業者募集要項に基づき、原則として町内の事業者であることや、町内で生産、製造されている返礼品であることなど、事業者や返礼品に関する要件などを満たした個人または団体を選定しております。

また、ふるさと納税事業への町の関与状況といたしまして、全国に向けての情報発信や管理を行うにあたり、専門性が求められ、事務の効率性を検討する中で、ポータルサイトの運営や返礼品の配送及び在庫管理などは専門の業者に委託しております。

町では、これら委託業者と連携を取りながら、寄附者に対し、各種問合せへの対応やいただいた寄附の使い道、観光情報など、町の情報発信を行い、その他ポータルサイトに掲載する情報の更新や返礼品協力事業者と事業運営の打合せを行っております。

また、返礼品に対する寄附者の反応ですが、全般的にご好評をいただいております、多くの応援メッセージなどもいただいております。

次に、クレーム等があった際の対応としては、返礼品に関するものは、基本的には町と打合せをした委託業者が対応し、内容に応じて返礼品協力事業者や配送業者なども連絡を取り合い、寄附者に対し、納得して返礼品をお受けいただけるよう努めております。

最後に、返礼品なしでの寄附でございますが、今年度、11月末現在で、ポータルサイトを通じ2件お寄せいただいております。

今後も引き続き、国の定める基準の範囲で町の特産品を返礼品としてお届けしながら、全国に町の魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 国のほうは2000年から、地方公共団体への地方交付税ですか、これを、私が調べたところでは21兆円ほど、もうちょっとあったんですけど、それがどんどん小泉政権のときに減らされて、今、少し戻ってきて、2020年に、今のところは大体16兆円ぐらいの交付金があるわけです。

私が、このふるさと納税って、どうもおかしいなと思うその理由の一つは、地方に支払うべき交付税をどんどん減らして行って、それで地方が疲弊し、それから職員を減らさざるを得なかったと。水道事業のことで、この前、私の委員会の皆さんと水道事業についてのところに行って、長野市に行って、いろいろなディスカッションみたいなのを、パネルディスカッションを見てきたわけですが、そこでも水道事業がどうしてももう立ち行かないと。その理由が、職員がもう4割減らされちゃったんだ。この当町においても、正規職員を雇うだけの余力がないということで、どんどん非正規を増やす、どんどんかどうか、それは別にして、非正規の方を雇わざるを得ないと。

つまり、国が地方交付税を減らす代わりに、自助努力で自分達で競争して、日本全国にある税金を寄附という形で取って、全体のGDPが500兆ちょっとから全く成長しない中で、結局はその税金の奪い合いのような形になっているんじゃないかと、これがふるさと納税の一番の問題だと思うわけです。

それで、ちょっと調べていったところ、当町のふるさと納税の総寄附額は、今、言われたように、私が決算書で見たのでは1億8,926万1千円と、そのうち経費が9,244万4,023円になっています。私が調べたところでは、ということは、ざっくり言って半分は経費で消えていると。そのうちの、確かに返礼品としては5,588万4千円、これは地場産業の方々に行っているわけだから、町の活性化に役に立つと言われればそのとおりでありますけれども、残りの2割を超える分について、これはただ大手のポータルサイトのほうに支払ってしまっているというのは、いかにも変な格好じゃないかと。それで、全体で寄附が行われて、半分はその経費になると。それで地場産業なら3割ぐらいまでは総務省もいいたろう。そうすると、大体、税として支払うべきものの中の2割ぐらいを、やっているポータルサイト、ポータルサイトだけじゃないんでしょけど、そういうところに手数料、委託料という形で税金が回っていくのはいかがなものかと。

町長も言われておりますように、当町からほかの町へ出てしまっている、つまり、当町で減ってしまっている税が845万2千円あるということで、これだけ取られちゃったら、こっちは少しは取り返さねばと思うのは無理からぬことではあるとは思いますが、

さて、ここでちょっと立ち止まって、よく考えてみて、本当にこれについて、まるで——こう

言っただけは言葉があんまりよろしくないですが——税の取り合いのような形になっているのはいかがなものかと。それで、私とすれば、もう始めてしまったし、それから返礼品について、しっかりやって当町の名誉も守られるならば、積極的にとは言いませんが、ただ、抑制的にこの形は続けていこうと。だからといって、もろ手を挙げて、こんないいもんだというわけにもいかない代物だということに考えています。

それで、一番私が今、やる以上は心配なのは、返礼品について、例えば、今、おおむねいいという反応であるというわけなんですけれども、当町ではないんですけれども、別のところでいろいろなサイトに寄せられているクレームをいくつか見てみて、ああ、これ、なるほどひどいわなと。ただ、何ていうんですか、そういうサイトに乗っかっているの、これはちょっとひどいですよねというの、実は、よっぽどの強権を持った調査でもしない限り、そのクレームなるものが本当に正しいものなのかどうなのか、全く闇の中なんです。誰かが勝手にそういうのを書き込んである場面もあるし、こういうのは今のデジタルトランスフォーメーションと呼ばれるこの時代の非常にまずい欠点だと思いますけれども、そこは本当に十分注意しないと、こんなひどいものを送ってと言われても、実際にはそんなことがなかつたりする可能性もあります。

私とすれば、返礼品を送る際に必ず、そこに感想を書いてもらうようなはがきとか、そういったものは同封されて送られるのか、あるいは別の形でクレームが受け付けられるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

返礼品についての評価についてでございますけれども、これはお申込みをいただいたポータルサイトの中でそういったものの書き込みが可能となっておりますので、そこから、こちらのほうに情報をいただいております。

8番（栗田君） 今の答弁ですと、そのところに何らかのクレームは、今のところほとんどないということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

企画政策課長（大井君） ポータルサイトを通じての感想といいますか、その中で全くクレームがなかったということではございませんけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども応援メッセージとか、そういったものを多数いただいております。

8番（栗田君） もうちょっと直接、サイトの中を利用するというんじゃなくて、返礼品を受け取った人から直接の声、例えば、そんなのはこっちの住所を印刷したはがきだけ入れとけば来るわけで。大体、経験に照らしてみると、うれしかったときはあんまり何も言わないんですけど、ひどいなこりゃあとか、ひどいなとか、ひどい目に遭ったときには、電話かけちゃったり、そこまではしませんけど、もし、はがきが入っていれば、そこに書いて、ひどいじゃないかと送り返すのは結構あるんじゃないかと思うんですけれども、ちょっとそこはいかがですか。それで、現実的に、これからはそういうはがきを必ず入れるとか、もしも、今やっっていなければやったらいかが

ですかという。

企画政策課長（大井君） 基本的にはポータルサイトに書き込んでいただいた、例えば、ご質問の中でクレームについてご説明申し上げますと、例えばクレームをいただいたとすると、そのいただいた方には必ずメール、もしくは電話をして、その内容を再度確認をさせていただいて、先ほども申し上げましたけれどもポータルサイトの運営者と相談をする中で、どこに原因があったかというようなことを追及をして、その原因を解決して、こういう対応をいたしましたということで寄附をされた方にご説明を申し上げております。そういった中では配送業者がたまたま返礼品を落としてしまったとか、そういったところでのクレームですとか、そこまで追及をしていて、その中で原因を究明して寄附者の方にご説明をするということです。

それから、直接電話を頂く場合もございますけれども、ほとんどが「こんなにおいしいリンゴを食べたのは初めてです」とか、シャインマスカットについても好評といたしますか、好意的なお電話をいただいているのがほとんどでございます。

そういった形で対応しておりますので、また、今、ポータルサイトというような形で進めております。町もデジタル化を進めておりますので、そういった中ではがきとかそういったものではなくて、直接、お申込みもポータルサイトにお申込みをいただいておりますので、クレームについても、好評価の内容についても、そのポータルサイトの中で頂戴したいと考えております。

8番（栗田君） 分かりました。

この制度全体に対しては、私は先ほど述べたようなことなんですけれども、やはり返礼品なるものの、坂城町から返礼するという形ですので、そのところは本当にしっかりとやっていただきたいと、事業者の方にもそのことはよく理解してもらって、町がおとしめられるようなことのないようお願いしたいと思います。それでは、2番目に移ります。2番目は教育について。

イとしまして、GIGAスクール事業というのがあって、昨年度は当町からも1億3千万円ほどが支出されたわけですが、その現在の活用状況はどのようになっているか。それから、今後の家庭学習への活用はどのように考えているか。

2番として、一人一人に個別最適化した教育ということがうたわれているわけですが、その内容として、従来から行われている対面授業と、それからデジタルトランスフォーメーション——DXを使ったデジタル教育との組合せはどのようになっているか。

それから、今後はどのような展望をお持ちかと。これについて、ちょっと私が心配しているのは、平成の30年度に学校法の34条2項というところが変更になりまして、デジタル教材だけでやる授業は全授業時間の半分にしなければいけないという規定があったんですけど、これがなくなるというか改定になって、2分の1以上でもデジタル教材を使ってやってよろしいと。そうになると、やはり一番心配しているのは、人間の脳というのはこういう機械で始動を始めるというよりも、人間と人間が出会ったところで始動する、本当に動いていく。だから、先生と生徒の関

係が、こういう機械を通したものだけになっていくということは非常に怖い状況だと思いますので、今言ったようなことをお聞きしたいと。

それから、口としては、当町では坂城高校へ振興補助金として15万円を支出しているわけですが、その15万円の支出はどのような内容のものなのか、そしてまた今後、増額を含めてどのような見通しを持っておられるのか、ここのところをお聞きしたいと思います。

教育長（清水君） ただいまの、2、教育について、順次お答えいたします。

初めに、イ、GIGAスクール構想推進事業につきましては、支援が必要な児童生徒を含め、全ての児童生徒の個性に合わせた教育を推進するため、ICT機器を効果的に活用した授業改善を図る中で、情報活用能力を育成し、高度情報化社会に対応できる人材の育成を目指すものであります。

現在の状況でございますが、昨年度、児童生徒に1人1台端末の貸与をはじめ、大容量の高速通信に対応した情報通信ネットワークの整備、無線通信機器や端末の充電保管庫の設置等が完了し、今年度から運用を開始しているところであります。

また、運用開始に合わせ、今後3年間の予定で、学校職員会の中心講師に信州大学教育学部の佐藤助教をお迎えし、坂城町教育情報化アドバイザーとしてGIGAスクール構想における講演会や研修会等の講師を担っていただいているほか、各小中学校で開催している公開授業等の際には、信州大学の学生とともに準備や全体的な指導、アドバイスなどをいただきながら、教員の指導力向上にも力を入れているところであります。

ふだんの授業での活用といたしまして、主要教科については指導者用のデジタル教科書を効果的に活用するとともに、小学校低学年では端末に慣れてもらうことを優先する中、自分専用のパスワードを入力して画面を起動させることから始まり、タッチペンを使った手書き入力や平仮名入力のほか、ローマ字を習う前にもかかわらず、既にローマ字入力に挑戦している姿も見受けられております。

高学年になると、利用可能な様々なアプリを使用して、自分の意見や感想を入力したり、ふだんの授業では発言できなかった子ども達も含め、友達同士の考えを知ることにより意見を共有できるとともに、4人1組のグループをつくり、グループ内で直接教え合うことや分からないことを聞き合ったりと、学び合える協働学習に取り組む姿も多く見られ、通常の対面授業とうまく組み合わせながら、端末を授業の道具として効果的に活用する様子が見受けられる状況であります。

また、中学校では授業での活用のほか、校長講話や生徒会活動、放課後学習などでも活用しており、今後、中学校での先進的な活用についてのノウハウについて、小学校へと引き継ぐことにより、全体的なレベルアップを図っていきたいと考えております。

今後の家庭学習への活用に向けましては、昨年度から各家庭におけるインターネット環境について定期的に調査するとともに、最近では小中学校の保護者を対象に、ふだん子ども達が授業等

で使っている端末を親子で体験してもらうことで、その機能や教育効果の理解を深めてもらう試みとしてGIGAスクール親子体験教室を開催しているほか、家庭における端末を利用する際のルールづくりを検討するなど、着々と準備を進めているところであります。

また、中学校においては、受験を控えた3年生から先行して、試験的に家庭への持ち帰りを行っており、3学期からの本格的な家庭学習の活用に向け、保護者の理解を深めながら準備を進めております。

来年度以降につきましては、小学校高学年から段階的に活用できるよう研究を進めているところであります。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、端末はあくまでも道具の一つとして捉えており、基本的には対面授業を主体とした上で、ICT機器を効果的に活用した授業に取り組んでいきたいと考えているところであります。これまでのような対面による一斉学習のほか、デジタル教材などを活用した個別学習、少人数でのグループによる協働学習を組み合わせた学習を展開していくことが、これからの標準的な授業スタイルになっていくものと考えております。

今後につきましても、GIGAスクール構想の実現を目指し、1人1台端末を効果的に活用するため、従来の教育実践にICT教育を組み合わせたハイブリッド型教育を推進し、学習活動の一層の充実を図るとともに、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ってまいります。

続きまして、口、坂城高校への振興補助金についてお答えいたします。

坂城高校では、平成25年度から学校設定科目「産業社会と人間」を県内普通高校で初めて導入し、これまで課題等を検証する中で、キャリア教育中心の科目「坂城学」として定着している状況であります。

内容といたしましては、1年生は、生徒の職業観を醸成することを目標とした町内企業見学会及び発表会、2年生は、町内を含めた近隣市町の事業所等でのインターンシップ及び報告会を行っており、これらは、ものづくりの町坂城にある高校ならではの取り組みであり、地域の特性を理解した、地域社会に貢献できる自立した社会人の育成を推進する事業であると考えているところであります。

そのほかにも生徒会やクラブ、生徒有志などによる地域貢献活動として、コロナ禍前には千曲川クリーンキャンペーンや子どもフェスティバル、坂城どんどんなどへの参加に加え、校外清掃活動やボランティア活動等、地域と密着した活動に積極的に取り組んでおり、これらの活動に対して補助金を交付しているものであります。

また、先ほどの祢津議員さんへの答弁や町長の招集挨拶でも申し上げましたとおり、坂城高校では、1人1台端末やAI活用型学習アプリなどのデジタル学習教材を用いて「個別最適な学

び」「地域連携型探究活動」に取り組んでおり、そうした取り組みが生徒の学力向上に加え、探究力や主体性の向上等につながったことが評価され、去る10月10日、デジタル庁が優れたデジタル化の取り組みを表彰するデジタル社会推進賞の最優秀賞、プラチナ賞を受賞いたしました。

地元高校の受賞を誇りに感じますとともに、同校で行われているキャリア教育のインターンシップの一環として、生徒の皆さんが小学校に来校され、キーボード入力などのパソコンの基本的な使い方について、児童に教えていただく取り組みも行われていることから、小中学校におけるGIGAスクール構想推進事業との連携にも期待しているところであります。

今後につきましては、現時点での補助金額の変更は考えておりませんが、坂城高校のキャリア教育推進のための交流事業やGIGAスクール・DX（デジタルトランスフォーメーション）関連事業などに対し、地域に根差した高校として、引き続き応援してまいりたいと考えております。

8番（栗田君） いろいろお聞きしましたがけれど、私、前に坂城高校の発展を願う懇話会っていう会がありまして、そこに1回呼ばれただけで、その後どうなったのか、よく分からなくなってしまったんですけども。坂城高校が今回、デジタル庁から最高賞であるプラチナ賞を受けたという、これが坂城高校のさらなる発展の起爆剤になればいいなど。そして坂城高校と企業、特に町内企業を頭に置いているわけですけども、そことの連携が密接になって、坂城高校に来ればITリテラシーについてはもう申し分ないというような評価を受けれるところまでいけばいいというふうに思いますので、できればその15万円という額も増額してはどうかというふうに思います。

ふるさと納税と教育、デジタルトランスフォーメーションの話をしたわけですけど、地方自治体というものの職員の皆様は粛々と行政に向かってやっておられて、どこかと競争してお金を、どこか別のところに払われるべき税金を持ってきちゃうということに、そんなに力を入れなくていいんじゃないかと。議会のほうも、もっともうけろとか言ってそういう話が出るかと思えますけれども、そういう話はまあまあと抑制的に聞いて、そんなの町の仕事じゃないわいぐらいのことでやっていただければよろしいかと思えます。

これで一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時00分）